

風水害編

(令和 7 年修正)

《目次》

第 I 部

第 1 章 地域防災計画（風水害編）の概要	風水害 I-1
第 1 節 計画の目的及び前提	風水害 I-1
第 2 節 計画の習熟	風水害 I-1
第 3 節 計画の修正	風水害 I-1
第 2 章 小平市の概況	風水害 I-2
第 1 節 地勢概要	風水害 I-2
第 2 節 気象	風水害 I-2
第 3 節 水害に関する被害想定	風水害 I-3
1. 外水氾濫	風水害 I-3
2. 土砂災害の危険箇所	風水害 I-5

第 II 部

第 1 章 タイムライン（防災行動計画）	風水害 II-1
第 2 章 市民、事業者、市の基本的責務と役割	風水害 II-5
第 1 節 市及び防災機関の役割	風水害 II-5
第 3 章 市民と地域の防災力向上	風水害 II-6
第 1 節 具体的な取組	風水害 II-6
《予防対策》	風水害 II-6
1. 自助による市民の防災力向上	風水害 II-6
2. 地域による共助の推進	風水害 II-10
3. 事業所による自助・共助の強化	風水害 II-11
4. ボランティアとの連携	風水害 II-11
5. 市民・行政・事業所等の連携	風水害 II-11
《応急対策》	風水害 II-12
1. 外国人の情報収集支援	風水害 II-12
2. ボランティアとの連携	風水害 II-12
第 4 章 水害に強いまちづくりの推進	風水害 II-13
第 1 節 具体的な取組	風水害 II-13
《予防対策》	風水害 II-13
1. 洪水対策の推進	風水害 II-13
2. 都市型水害対策	風水害 II-14
3. 浸水想定区域における対策	風水害 II-14
4. 土砂災害に関するソフト対策	風水害 II-15
5. 強風対策	風水害 II-15
《応急対策》	風水害 II-16
1. 水防情報の収集	風水害 II-16
2. 水防活動の推進	風水害 II-22
3. 強風情報の収集・伝達	風水害 II-24
《復旧対策》	風水害 II-25
1. 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	風水害 II-25
2. 強風被害への対応	風水害 II-25

第5章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	風水害 II-26
第1節 具体的な取組	風水害 II-26
《予防対策》	風水害 II-26
1. ライフライン施設の安全対策	風水害 II-26
2. 道路及び交通施設の安全対策	風水害 II-27
3. 農業施設対策	風水害 II-28
《応急対策》	風水害 II-29
1. 道路・橋りょうの応急対策	風水害 II-29
2. 鉄道施設の応急対策	風水害 II-30
3. 水道・下水道の応急対策	風水害 II-31
4. 電気・ガス・通信の応急対策	風水害 II-31
《復旧対策》	風水害 II-32
1. 道路・橋りょうの復旧対策	風水害 II-32
2. 鉄道施設の復旧対策	風水害 II-32
3. 電気・ガス・通信の復旧対策	風水害 II-32
第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化	風水害 II-33
第1節 具体的な取組	風水害 II-33
《予防対策》	風水害 II-33
1. 初動対応体制の整備	風水害 II-33
2. 救助・救急活動体制の整備	風水害 II-33
3. 広域連携体制の構築	風水害 II-34
《応急対策》	風水害 II-35
1. 初動態勢	風水害 II-35
2. 防災会議の開催	風水害 II-36
3. 集中豪雨への対応	風水害 II-37
4. 救助・救急・警備体制	風水害 II-37
5. 応援協力・派遣要請	風水害 II-39
6. 応急活動拠点の調整	風水害 II-39
第7章 情報通信の確保	風水害 II-40
第1節 具体的な取組	風水害 II-40
《予防対策》	風水害 II-40
1. 防災機関相互の情報通信連絡体制	風水害 II-40
《応急対策》	風水害 II-42
1. 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	風水害 II-42
2. 被害状況等の伝達	風水害 II-43
3. 広報体制	風水害 II-44
4. 広聴体制	風水害 II-46
第8章 医療救護・保健等対策	風水害 II-47
第1節 具体的な取組	風水害 II-47
《予防対策》	風水害 II-47
1. 初動医療体制等の整備	風水害 II-47
2. 医薬品・医療資器材の確保	風水害 II-47
3. 遺体の取扱い	風水害 II-47
《応急対策》	風水害 II-48

1.	初動医療体制等の構築	風水害 II-48
2.	医薬品・医療資器材の供給	風水害 II-48
3.	医療施設の確保	風水害 II-48
4.	行方不明者等の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	風水害 II-48
	《復旧対策》	風水害 II-49
1.	防疫体制の確立	風水害 II-49
2.	火葬体制の確立	風水害 II-49
第9章	避難者対策	風水害 II-50
第1節	具体的な取組	風水害 II-50
	《予防対策》	風水害 II-50
1.	避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）	風水害 II-50
2.	避難所等の指定・安全化	風水害 II-52
3.	避難所の管理運営体制の整備等	風水害 II-53
	《応急対策》	風水害 II-54
1.	避難誘導	風水害 II-54
2.	避難所の開設・管理運営	風水害 II-57
3.	避難所等における動物の適正飼養	風水害 II-58
4.	被災者の他地区への移送	風水害 II-58
5.	広域避難	風水害 II-58
第10章	物流・備蓄・輸送対策	風水害 II-59
第1節	具体的な取組	風水害 II-59
	《予防対策》	風水害 II-59
1.	食料及び生活必需品等の確保	風水害 II-59
2.	飲料水及び生活用水の確保	風水害 II-59
3.	備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	風水害 II-59
4.	輸送体制の整備	風水害 II-59
	《応急対策》	風水害 II-60
1.	備蓄物資の供給	風水害 II-60
2.	飲料水の供給	風水害 II-60
3.	物資の調達要請	風水害 II-60
4.	義援物資の取扱い	風水害 II-60
	《復旧対策》	風水害 II-61
1.	炊き出し	風水害 II-61
2.	物資の輸送	風水害 II-61
第11章	住民の生活の早期再建	風水害 II-62
第1節	具体的な取組	風水害 II-62
	《予防対策》	風水害 II-62
1.	トイレの確保及びし尿処理	風水害 II-62
2.	ごみ処理	風水害 II-62
3.	がれき処理	風水害 II-62
4.	災害救助法等	風水害 II-62
	《応急対策》	風水害 II-63
1.	被災宅地の危険度判定	風水害 II-63
2.	住家被害認定調査	風水害 II-63

3.	罹災証明書の交付準備	風水害 II-63
4.	義援金の募集・受付	風水害 II-63
5.	トイレの確保及びし尿処理	風水害 II-63
6.	ごみ処理	風水害 II-63
7.	がれき処理	風水害 II-64
8.	住居関係障害物の除去	風水害 II-64
9.	災害救助法等の適用	風水害 II-64
10.	激甚災害の指定	風水害 II-64
	《復旧対策》	風水害 II-65
1.	被災住宅の応急修理	風水害 II-65
2.	応急仮設住宅等の供給	風水害 II-65
3.	罹災証明書の交付	風水害 II-65
4.	建設資材等の調達	風水害 II-66
5.	被災者の生活相談等の支援	風水害 II-66
6.	義援金の募集・受付・配分	風水害 II-66
7.	被災者の生活再建資金援助等	風水害 II-66
8.	職業のあっ旋	風水害 II-66
9.	租税等の徴収猶予及び減免等	風水害 II-66
10.	中小企業及び農業関係者への融資	風水害 II-66
11.	災害救助法の運用等	風水害 II-66

第Ⅰ部

小平市の防災力の高度化に向けて

第1章 地域防災計画（風水害編）の概要

第1節 計画の目的及び前提

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、小平市防災会議が策定する計画である。その目的は、市、都、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、「風水害に強い小平の実現」を図ることである。

なお、本編では、風水害の対策計画を定めるが、本編に記載のない対策については、震災編の記載に準じるものとする。

第2節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理の一環として風水害防災対策を推進する必要がある。

このため、風水害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、風水害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通じて本計画を習熟し、風水害への対応能力を高める。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、毎年、検討を加え、必要があると認めたときに修正する。

なお、修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について計画修正案を小平市防災会議に提出する。

第2章 小平市の概況

第1節 地勢概要

本編による本市の地勢概要は、震災編第Ⅰ部第2章第1節1「地勢」を準用する。

第2節 気象

本編による本市の気象は、震災編第Ⅰ部第2章第1節2「気象」を準用するほか、過去5年間の気温統計は次のとおりである。

【府中市の過去5年間の気象概要】

年次（年）	平均気温 （℃）	平均最高気温 （℃）	平均最低気温 （℃）
平成31（令和元年）	15.8	20.8	11.4
令和2	15.9	20.7	11.4
令和3	15.9	21.0	11.1
令和4	15.7	20.8	11.1
令和5	16.9	22.2	12.0

資料）東京管区气象台（府中地域気象観測所）

（1）風水害の履歴

小平市における近年の水害・土砂災害の既往の災害は、次のとおりである。

年月日	要因	被害等の概要
令和元年10月 11日～12日	台風 第19号	静岡県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。解析雨量（96時間積算）では、多摩地方を中心に広い範囲で400mmを超え、10日からの総雨量は、檜原村小沢で649mm、奥多摩町小河内で610.5mm、府中で308.0mmに達した。江戸川区臨海では、最大瞬間風速43.8mを観測するなど、広い範囲で非常に強い風を観測した。 東京都では大雨による河川の氾濫や土砂災害等、台風の影響により、死者1名、負傷者10名のほか、2,000棟を超える建物被害が発生し、河川の増水により道路が削られ、日の出町、奥多摩町で一時的に孤立地域が発生した。都は28の区市町村へ災害救助法の適用を決定するとともに、国は特定非常災害、激甚災害に指定した。 小平市では、人的被害、住家の浸水はなかったものの、建物被害（一部破損）が2件発生した。また、市内3か所で自主避難所を開設した。

第3節 水害に関する被害想定

1. 外水氾濫

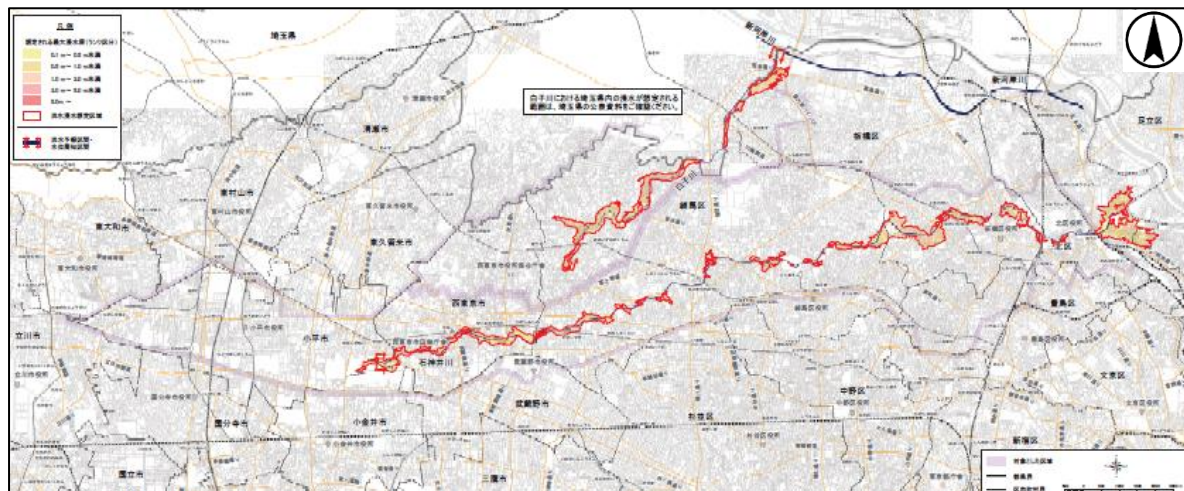
東京都は、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による中小河川の「洪水浸水想定区域図」を作成・公表している。

小平市では、「石神井川及び白子川流域」、「黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域」及び「野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域」の3区域が該当しており、石神井川では洪水浸水想定区域が設定されている。

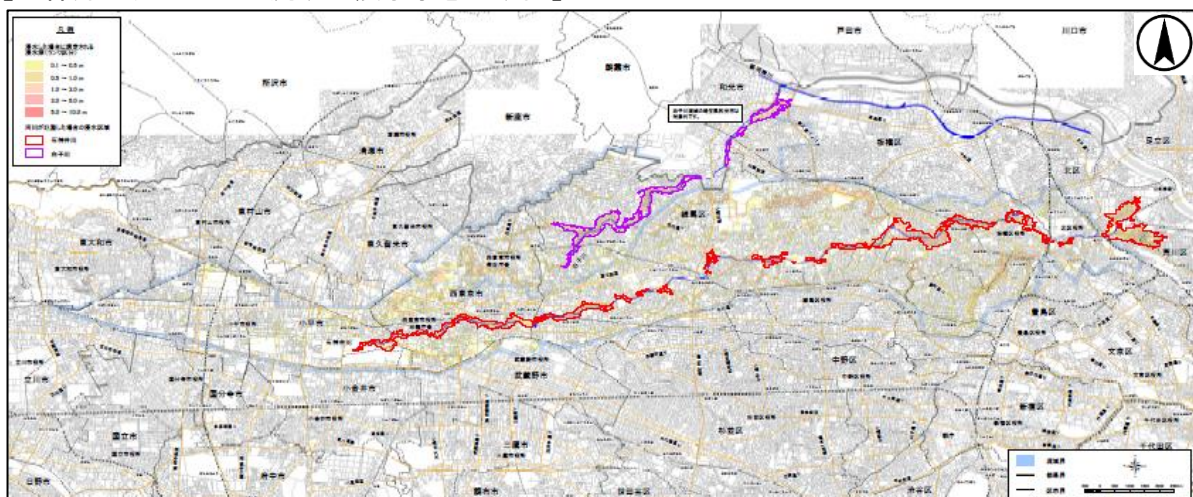
種類	対象となる河川	作成年月日	対象とした降雨
洪水浸水想定区域	石神井川及び白子川	令和6年2月15日	流域の1時間最大雨量153mm、24時間総雨量690mm
浸水予想区域	石神井川及び白子川流域	令和元年5月23日	想定最大規模降雨（時間最大雨量153mm、総雨量690mm）
浸水予想区域	黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域	令和元年12月19日	想定最大規模降雨（時間最大雨量156mm、総雨量657mm）
浸水予想区域	野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域	令和元年6月27日	想定最大規模降雨（時間最大雨量153mm、総雨量690mm）

これによると、小平市では、都立小金井公園内の石神井川の源流部から市南東部にかけて浸水が想定されており、特に都立小金井公園付近では最大3m程度の浸水が想定されている。

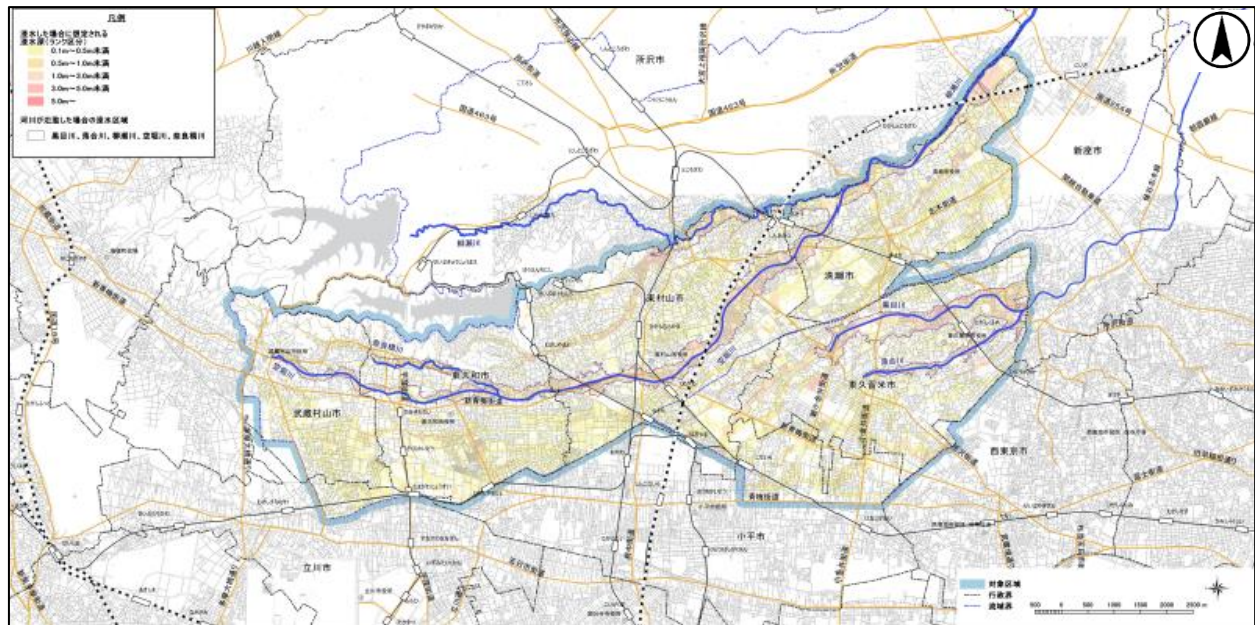
【石神井川及び白子川 洪水浸水想定区域図（想定最大規模）】



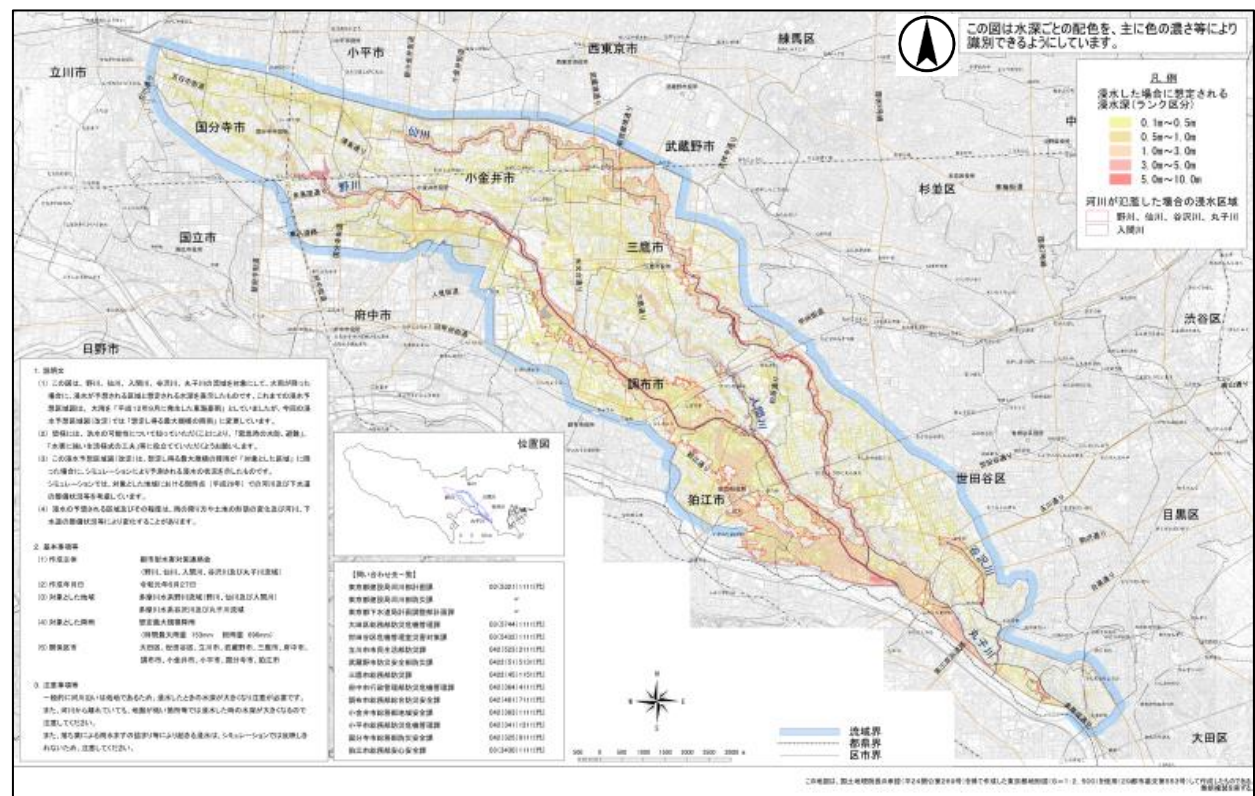
【石神井川及び白子川流域 浸水予想区域図】



【黒目川、落合川、柳瀬川、空堀川及び奈良橋川流域 浸水予想区域図】



【野川、仙川、入間川、谷沢川及び丸子川流域 浸水予想区域図】



(出典：東京都建設局ホームページ（洪水浸水想定区域図、浸水予想区域図）)

※詳細は出典元をご覧ください。

2. 土砂災害の危険箇所

東京都建設局は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」を指定している。

小平市では、「土砂災害警戒区域」が1箇所指定された。（平成30年1月30日指定）

土砂災害警戒区域	回田町の一部区域 1箇所
土砂災害警戒区域内の 要配慮者利用施設	小平市立鈴木小学校（所在地：小平市鈴木町1-450）



（出典：小平市ハザードマップ）

第Ⅱ部

施策ごとの具体的計画 (災害予防・応急・復旧計画)

第1章 タイムライン（防災行動計画）

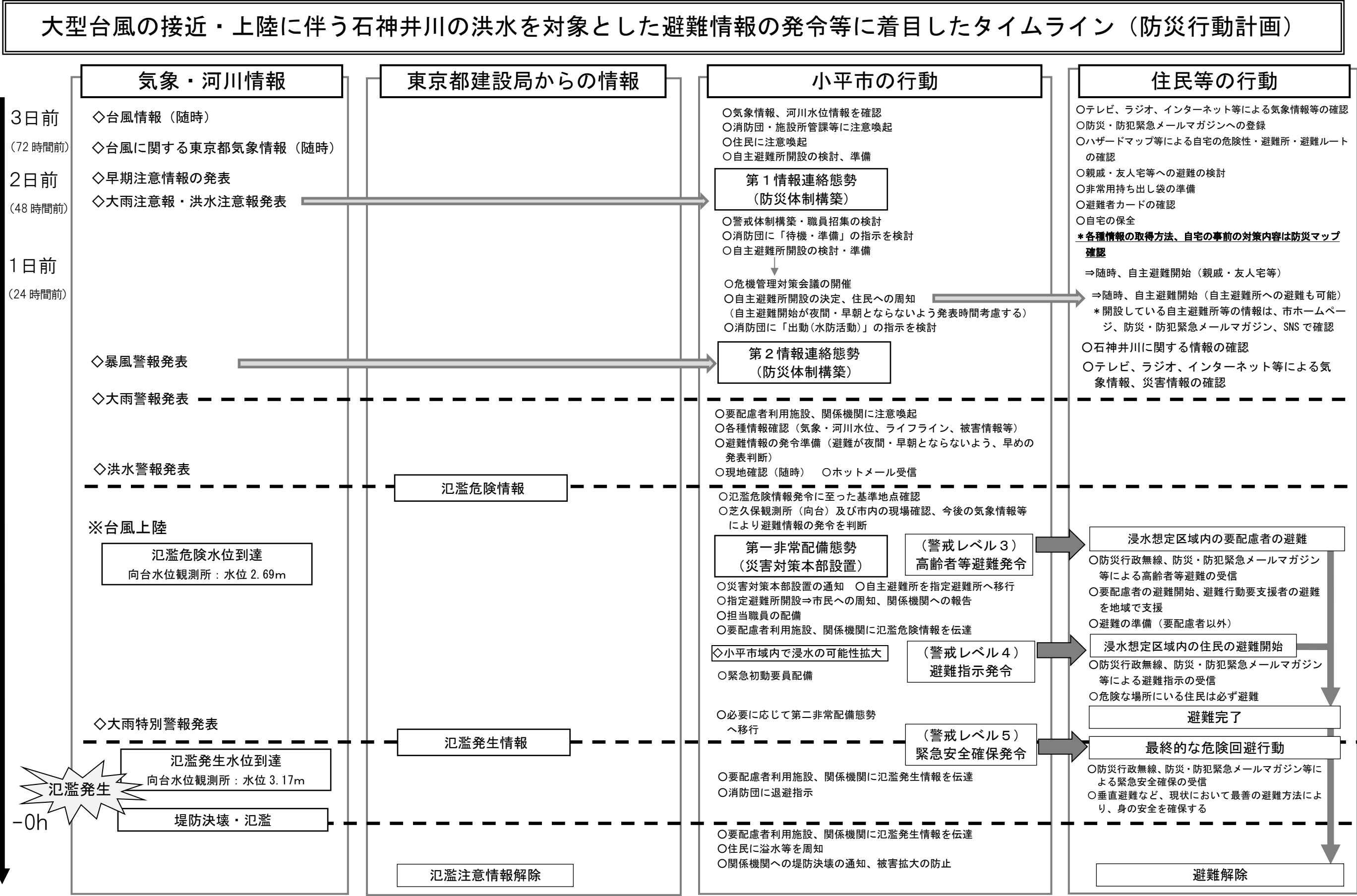
台風の接近・上陸、低気圧の発達等に伴い、気象庁から様々な防災気象情報が発表され、さらに河川管理者のホームページから、河川の水位情報を入手することができる。

大雨時には、これらの情報に基づき、事前に避難等の防災行動を行うことが重要である。

タイムラインとは、災害の発生する状況を予め想定した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画である。

気象災害においては、小平市、住民等が連携してタイムライン（防災行動計画）に基づいて、行動することを基本とする。

小平市においては、市内を流れる石神井川における浸水想定区域が設定されている。大きな浸水は想定されていないが、石神井川は洪水予報河川に指定されており、東京都と気象庁が共同で氾濫危険情報及び氾濫発生情報を提供するため、その情報を活用し、行動するものとする。



第2章 市民、事業者、市の基本的責務と役割

第1節 市及び防災機関の役割

市、関係防災機関等が防災に関して処理する事務または業務の大綱は、震災編第Ⅱ部第1章第2節「市及び防災機関の役割」を準用する。なお、小平市及び東京消防庁小平消防署に係る役割は、次のとおりとする。

(1) 小平市

- ① 小平市防災会議に関すること
- ② 防災に係る組織及び施設に関すること
- ③ 災害に強いまちづくりの推進に関すること
- ④ 災害情報の収集及び伝達に関すること
- ⑤ 都及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ⑥ 避難の指示等及び誘導に関すること
- ⑦ 市民等への災害時広報及び災害相談に関すること
- ⑧ 緊急輸送の確保に関すること
- ⑨ 被災者に対する救助及び避難受入れに関すること
- ⑩ 医療、防疫及び保健衛生に関すること
- ⑪ 救援物資の備蓄及び調達に関すること
- ⑫ 応急給水に関すること
- ⑬ 外出者の支援に関すること
- ⑭ 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること
- ⑮ ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること
- ⑯ 公共施設の応急復旧に関すること
- ⑰ 災害復興に関すること
- ⑱ 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること
- ⑲ 防災教育及び防災訓練に関すること
- ⑳ 自主防災組織の育成に関すること
- ㉑ 事業所防災に関すること
- ㉒ 消防及び水防に関すること
- ㉓ その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること

(2) 東京消防庁小平消防署

- ① 水火災及びその他災害の救助、救急情報に関すること
- ② 水火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること
- ③ 人命の救助及び救急に関すること
- ④ 危険物施設、火気使用設備器具等の安全化のための規制指導に関すること
- ⑤ 市民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制の指導育成に関すること
- ⑥ 応急救護知識・技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること

第3章 市民と地域の防災力向上

第1節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 自助による市民の防災力向上	防災危機管理課、小平警察署、小平消防署、市民、関係機関
2 地域による共助の推進	防災危機管理課、小平警察署、小平消防署、東京都水道局、自主防災組織、関係機関
3 事業所による自助・共助の強化	事業所、防災危機管理課、産業振興課、小平消防署
4 ボランティアとの連携	小平市社会福祉協議会、小平市国際交流協会、生活支援課、市民協働・男女参画推進課、関係機関
5 市民・行政・事業所等の連携	防災危機管理課、協力機関、小平消防署

1. 自助による市民の防災力向上

1-1. 市民による自助の備え

市民が不測の事態に際した場合も「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとるためには、市民一人ひとりが災害に対する正しい認識を持ち、事前の対策を心がけるとともに、災害時の行動力を高めることが重要である。そのために必要な次の防災対策を推進する。

【市民が行う防災対策】

- ・早期避難の重要性を理解しておく。
- ・日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- ・市が作成している防災マップなどで自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対策を講じる。
- ・水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常用持出品の準備をしておく。
- ・買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- ・災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。
- ・台風などが近づいてきたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担、災害時の連絡方法等をあらかじめ定めておく。
- ・風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、または危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- ・「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- ・浸水が心配される場合は、国や都がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報、河川監視画像を確認する。必要に応じて家財道具を2階などの安全な場所に移しておく。
- ・気象情報や市の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- ・市及び都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- ・町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- ・水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- ・避難行動要支援者がいる家庭では、市の定める要件に従い、差し支えがない限り、市が作成

する「避難行動要支援者登録名簿」への登録、個別避難計画の作成及び避難支援等関係者への事前提供について同意するよう努め、円滑かつ迅速な避難に備える。

1-2. 防災意識の啓発

市及び関係機関は、市民の危機意識を高めるとともに、市民自らが「防災の担い手」であることの自覚を高め、事前対策や地域の相互協力体制強化等、事前の防災対策に取り組むよう、様々な機会を通じて啓発を行う。

(1) 小平市

市（防災危機管理課）は、防災パンフレットの配布や講習会、防災訓練の実施などを通じて、市民の防災意識の向上を図る。

防災マップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

防災広報の内容は次のとおりである。

- ・台風・津波・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- ・各防災機関の風水害対策
- ・竜巻に対する備え
- ・ゲリラ豪雨対策
- ・家庭での風水害対策
- ・避難するときの注意
- ・地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ・土砂災害に対する心得
- ・台風時の風に対する対策
- ・災害情報の入手方法
- ・応急救護の方法
- ・自主防災組織の育成方法や防災行動力の向上方法
- ・避難指示等に関する取扱い（要配慮者避難向け準備情報を含む。）

(2) 東京都関係機関

① 警視庁小平警察署

チラシ、ミニ広報紙、災害対策課X（旧ツイッター）、ホームページ等を利用し、防災意識の普及啓発を図る。

② 東京消防庁小平消防署

チラシ、小冊子等広報印刷物、ホームページ、アプリ、SNS及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。

また、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進を行う。

都民防災教育センターを活用し、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の疑似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。

「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発を図る。

(3) 市域に係る関係機関**① 東京管区気象台（気象庁）**

東京管区気象台は、都や市、その他の防災関係機関と連携し、土砂災害、洪水害、高潮、竜巻等突風による災害などの風水害が発生する状況を住民が容易に理解できるよう、これらに係る防災気象情報の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、住民に正確な知識を普及する。また、特別警報・警報・注意報発表時の住民の取るべき行動などについて、関係機関と連携して、普及・啓発を図る。

② 東京ガスグループ

東京ガスグループは、ホームページやパンフレット等を用いて、安全と防災の取組みを紹介するほか、様々な機会を通じて市民に都市ガスの安全と防災についての広報に努め、防災意識の高揚を図る。

③ 東京電力パワーグリッド

東京電力パワーグリッドは、東京電力グループの防災対策、災害時の電気関係の措置やお客様が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等を通じて、当社の防災対策を理解していただくとともに、防災意識の高揚を図る。

1-3. 防災教育・防災訓練の充実**(1) 小平市と関係機関が連携して取り組む内容**

都及び市（防災危機管理課）は、児童・生徒の発達段階に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。

東京消防庁は、学校と連携し、児童・生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施する。

気象庁は、第2次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月24日閣議決定）等を受けて各学校が行う学校安全計画や危険等発生時対処要領（学校防災マニュアル）等見直しへの助言、防災訓練への参画、委員会等への参加などの協力を求められた場合は、積極的に対応する。

(2) 小平市**① 防災教育の充実**

市（防災危機管理課）は、防災セミナーや各種講演会等を開催し、市民の防災意識の向上を図る。また、要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援を行う。

地域住民等を主体とした避難所運営訓練や総合防災訓練への要配慮者及び家族の参加に対する支援を行う。

② 風水害訓練

防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する要領を定め、平常時よりあらゆる機会をとらえ訓練を実施する。

- ・参加機関：市、地域住民及び事業者、都及び防災機関
- ・訓練項目：本部運営訓練、非常招集訓練、現地実働訓練、図上訓練

(3) 東京都関係機関**① 東京都建設局**

関係防災機関と協力して水防訓練を実施する。

- ・参加機関：都建設局、警視庁、東京消防庁、市

② 警視庁小平警察署

風水害に関する災害警備訓練を実施し、災害時における警備態勢の確立と事案対処処理能

力の向上を図る。

③ 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、次の内容について取り組む。

- ・児童・生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては町会・自治会等を単位とした講演会・座談会、映画会等を開催し、防災意識の啓発を図る。
- ・児童・生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。
- ・市民や事業所を対象として、応急救護知識及び技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。
- ・女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。
- ・事業所における風水害の軽減を図るには、管理権原者、防火・防災管理者等に対し、その重要性を認識させる必要があることから、防火・防災管理者講習、消防計画作成時等をとらえ、事業所における風水害による被害の軽減を図ることについて指導し、防災意識の高揚を図る。
- ・都総務局と連携し、「東京マイ・タイムライン」の普及啓発等を行う。
- ・市等と連携を図り、市民の防災教育を推進する。
- ・防災マップ等を活用して、地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。
- ・家庭等で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。
- ・都民防災教育センターにおいて防災意識の普及を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を行う。

また、関係防災機関と協力または協働し水防訓練を実施する。

参加機関：東京消防庁、消防団、都関係各局、警視庁、関東管区气象台、市

（４）その他機関

① 関東地方整備局

関東地方整備局は、関係防災機関と協力して情報伝達訓練を行う。

参加機関は、関東地方整備局、都建設局、都総務局、都港湾局、都交通局、都水道局、都下水道局、警視庁、東京消防庁、市とする。

② 鉄道事業者

鉄道事業者は、各社の業務計画に基づき、職場ごとに防災訓練を実施する。具体的には次のようなものがある。

- ・車両脱線復旧訓練
- ・旅客の救急措置訓練
- ・情報伝達訓練
- ・避難誘導訓練

③ その他の指定公共機関等

その他の指定公共機関等は、各社の業務計画に基づき、職場ごとに防災訓練を実施する。具体的には次のようなものがある。

- ・非常参集訓練
- ・情報連絡訓練
- ・避難誘導訓練

・施設の応急復旧訓練

1-4. 外国人支援対策

市は、都が作成した防災ブック、パンフレット等の多言語版の配布を行うことにより、外国人に防災知識の普及、啓発を行う。

また、小平市国際交流協会等との連携体制の確立を図るなど、日本語を理解できない外国人に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

2. 地域による共助の推進

地域が一体となって災害に対処していくうえでは、地域特性や地域の事情に精通した自主防災組織等の活動がきわめて重要である。

このため、市、及び関係機関は、市民に対し、自主防災組織の活動紹介や広報により積極的に取り組み、普及に努めるとともに、組織の結成・育成・指導に力を注ぎ、自主防災組織への市民参加の促進と、組織の活動の質の向上及び活性化を図る。また、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。

防災知識の普及等を推進する際には、性別の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

2-1. 自主防災組織、関係機関及び小平市が連携して取り組む内容

自主防災機関は、関係機関及び市と連携し、次の事項に取り組む。

- ・防災に関する知識の普及や出火防止の徹底
 - ・情報伝達、救出救助、応急救護、避難など各種訓練の実施
 - ・避難、救助、救護、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食、簡易トイレ等の備蓄
 - ・地域内の危険箇所を点検・把握及び地域住民への周知
 - ・地域内の避難行動要支援者の把握及び災害時の支援体制の構築
 - ・地域内の企業・事業所との連携・協力体制の整備
 - ・要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営支援
 - ・行政との連携・協力体制の整備

2-2. 小平市

震災編第Ⅱ部第2章第3節予防対策2-1「自主防災組織への支援」に準じる。

2-3. 東京都関係機関

震災編第Ⅱ部第2章第3節予防対策2-3「東京都関係機関」に準じる。

2-4. その他関係機関

東京管区气象台（気象庁）は、住民一人ひとりの自助や住民同士の共助に基づく防災行動を促進するため、都の関係部局や、報道機関、地域の防災組織のほか、気象・地震等の現象や防災に関して専門知識を有する団体等とも幅広く連携を深め、気象警報や緊急地震速報、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報などの防災気象情報への理解や情報活用能力の向上、防災・安全知識の普及活動に積極的に取り組む。

3. 事業所による自助・共助の強化

震災編第Ⅱ部第2章第3節予防対策5「事業所による自助・共助の強化」に準じ対応するほか、災害応急対策に係る車両・資機材等の水没回避等の事前対策も講じる。

4. ボランティアとの連携

震災編第Ⅱ部第2章第3節予防対策6「ボランティアとの連携」に準じる。

5. 市民・行政・事業所等の連携

震災編第Ⅱ部第2章第3節予防対策7「市民・行政・事業所等の連携」に準じる。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 外国人の情報収集支援	広聴協力班、秘書広報班、小平市社会福祉協議会、小平市国際交流協会
2 ボランティアとの連携	援護班、小平市社会福祉協議会、小平市国際交流協会、小平警察署、小平消防署、東京都防災ボランティア、小平青年会議所等

1. 外国人の情報収集支援

1-1. 外国人の情報収集支援に関して小平市、関係機関が取り組む内容

震災編第Ⅱ部第2章第3節応急対策1-2「小平市、関係機関が行う外国人の情報収集支援」に準じる。

2. ボランティアとの連携

震災編第Ⅱ部第2章第3節応急対策6「ボランティアとの連携」に準じる。

第4章 水害に強いまちづくりの推進

第1節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 洪水対策の推進	下水道課、水と緑と公園課、道路課、東京都下水道局
2 都市型水害対策の推進	防災危機管理課
3 浸水想定区域における対策	防災危機管理課
4 土砂災害に関するソフト対策	防災危機管理課
5 強風対策	各課

1. 洪水対策の推進

1-1. 雨水流出抑制対策の推進

近年の急激な都市化の進展は、雨水の浸透域を減少させ、保水、遊水機能を低下させている。その結果「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになっている。このような浸水の被害から住民の生命や財産を守るために、市（下水道課、水と緑と公園課、道路課）は、雨水流出抑制対策を推進する。

（1）下水道の整備

雨水の流出抑制型下水道による整備を推進する。

（2）雨水流出抑制施設の設置

公共・公益施設、大規模民間施設及び一般住宅についても、雨水流出抑制施設の設置を進める。

- ・道路の雨水対策として、歩道舗装については、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる透水性舗装の採用を推進していく。
- ・公園等の雨水対策として、公園の雨水流出抑制の実施及び雨水浸透施設の設置促進並びに用水路の保全維持管理の推進に努める。

1-2. 下水道対策の推進

（1）小平市

下水道の基本的な役割として、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除が挙げられるため、下水道の整備等を推進する。

市（下水道課）は、下水道の計画降雨（1時間あたり50mm）に対応する管きよの整備が完了している下水道合流区域については、雨水貯留・浸透施設等の設置促進により雨水の流出抑制を図る。また、下水道分流区域については、公共下水道雨水管きよ整備を推進するとともに、雨水貯留・浸透施設等の設置促進により雨水の流出抑制を図る。

都下水道局と連携し、浸水対策への備えや危険性の周知、指導を行う。

（２）東京都下水道局

多摩地域においては、分流式で整備した地域は、污水排除を優先せざるを得なかったため、雨水排水施設整備が遅れており、広範囲にわたり浸水被害が発生している。また、雨水の放流先となる河川がないなど、市単独では雨水排除が困難で、かつ浸水被害が複数の市にまたがる地域がある。これらの状況を改善するため、東京都下水道局は、流域下水道による雨水幹線事業を実施していく。なお、これまでに多摩川上流域（青梅市、福生市、羽村市）及び黒目川流域（小平市、東村山市、東久留米市）の２つの流域を実施した。

2. 都市型水害対策

市（防災危機管理課）は、都市型水害対策として、次の業務を実施する。

（１）市民への浸水情報の提供

浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断を下せるよう、都から、雨量・気象情報について市等に提供される。

気象庁から収集した気象情報及び都等から収集した気象情報を活用し、市民からの通報や気象情報の問い合わせの窓口の充実を図る。

（２）避難体制等の整備・確立

水災対策の要である防災拠点施設が、浸水時に機能を果たせるかどうか点検と対策の推進を行う。

- ・ 防災拠点施設：市庁舎、出張所、水防倉庫、避難所
- ・ 対 策 例：施設の床面・機器の嵩上げ、止水壁・止水板の設置等

また、水防活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を平時から備蓄しておき、それらを水害時に円滑に活用・配給できるよう体制を点検し、充実を図る。

浸水等の災害が発生した場合において、市及び防災関係機関等が迅速かつ的確な災害対応を図るためには、正確な情報の収集・伝達が必要である。このため、市は、防災関係機関と連携を図り、情報の交換に努め、必要な情報を共有・伝達できる体制をつくる。

3. 浸水想定区域における対策

水防法（昭和24年法律第193号）の改正により、国または都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。

都より水防法第11条に基づく洪水予報河川に石神井川が指定されており、石神井川洪水浸水想定区域図が公表されている。

市（防災危機管理課）は、浸水想定区域における対策として、次の業務を実施する。

（１）市民への周知

市では、都が河川の氾濫及び下水道の溢水による浸水を含め作成した浸水予想区域図を基に、防災マップ（ハザードマップ）を作成し、市の公共施設で配布するなど、市民への周知を図る。

（２）洪水予報情報等の伝達方法

気象庁及び東京都から報道機関を通じた広報のほか、市は、防災行政無線、市ホームページ、

防災・防犯緊急メールマガジン、Ｌアラート（報道機関からの報道）、エリアメール、Ｘ（旧ツイッター）等のＳＮＳ、広報車等により市民へ周知する。

4. 土砂災害に関するソフト対策

市（防災危機管理課）は、土砂災害警戒区域における対策として、次の業務を実施する。

（１）警戒避難体制の整備

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報などを参考にし、市内にある土砂災害警戒区域内に居住している市民及び鈴木小学校に対し、状況に応じて避難指示等を発令するなど、適切な避難行動を促す。

避難場所については、鈴木小学校に関しては、最新の避難確保計画に基づき避難することとする。また、市民に関しては、必要に応じて避難所の開設を検討する。

（２）市民等への伝達方法

市ホームページ、防災・防犯緊急メールマガジン、Ｌアラート（報道機関からの報道）、エリアメール、電話等により伝達するものとする。

5. 強風対策

（１）倒木対策

市（各課）は市管理施設敷地内、市道の樹木について強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのあるものを調査し、当該樹木の伐採を推進する。また、都及び市は、樹林地内や玉川上水緑道等の樹木が強風による倒木等で電線、電柱等に被害を及ぼすおそれのある樹木を把握し、適切に管理する。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 水防情報の収集	本部班
2 水防活動の推進	本部班、環境衛生班、下水復旧班、道路復旧班、施設所管課
3 強風情報の収集・伝達	本部班、秘書広報班、調査班、財政班

1. 水防情報の収集

市（本部班）は、防災情報提供システム等を用いて、水防に関する次の情報を収集する。

（１）気象情報

気象等の情報は、水防活動のための基礎的情報であり、次のシステムを利用してオンラインで入手する。

東京都災害情報システム（D I S）	「東京都水防災総合情報システム」、「国土交通省解析雨量」「アメダス実況」による各種気象情報や河川水位情報等を収集することが可能であり、災害対策の検討等に活用する。
防災情報提供システム	各種防災気象情報のほか、流域雨量指数の予測値、大雨（土砂災害、浸水害）・洪水警報のキキクル（危険度分布）、竜巻発生確度ナウキャスト、雷ナウキャスト等、発達した積乱雲のもたらす激しい気象情報の危険度を表すきめ細かい情報等を入手できる。市が行う避難指示等の判断の参考に利用する。

市は、気象庁東京管区气象台が設置する24時間対応可能な気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）により、気象庁大気海洋部予報課等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

また、水防活動に用いる気象等の警報・注意報は、大雨注意報、高潮注意報、洪水注意報、津波注意報、大雨警報、高潮警報、洪水警報、津波警報、大雨特別警報、高潮特別警報、大津波警報、警戒レベル、火災情報（降灰予報）である。

（２）水位情報

都と気象庁が指定する洪水予報河川である石神井川が、別表「洪水予報の種類と発表基準」に示す状況になった場合に、都と気象庁から共同で「氾濫危険情報」または「氾濫発生情報」が伝達される。これは、気象庁の1時間先までの雨量予測をもとに、東京都が水位の変動を予測し発表されるもので、住民への避難情報発令の際、判断の参考とする。

また、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難情報の発令の目安となる氾濫危険情報等を首長及び防災担当者に直接メールを送るホットメールの取組みも利用する。

（３）土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、都と気象庁が共同発表する土砂災害警戒情報が伝達される。

（４）記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）または解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、気象情報の一種として発表する。

（５）顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい

雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。

（６）早期注意情報（警報級の可能性）

警報級の現象が５日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて〔高〕、〔中〕の２段階で伝える情報である。

（７）大雨警報・洪水警報等を補足する情報

注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。概要は次のとおりである。

種類	内容
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	- 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報 ２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	- 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報 １時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	- 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報 ３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時１０分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

【洪水予報河川】

水防法第１０条に基づき、国土交通省と気象庁は、２以上の都県の区域にわたる河川その他流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について洪水予報を共同発表する。

東京都は、国土交通省と気象庁が発表する洪水予報の通知を受けたときは、水防管理団体へ通知する。

水防法第１１条に基づき、東京都と気象庁は、国土交通省が指定した河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を指定し、洪水予報を共同発表する。

市内では、石神井川が指定されている（都管理河川）。

【洪水予報河川の範囲】

区間			基準点 (水位観測所)	担当事務所
左岸	自	小平市花小金井南町（小金井公園）	向台	北多摩南部 建設事務所
	至	西東京市東伏見３丁目（富士見調節池）		
右岸	自	小平市花小金井南町（小金井公園）		
	至	西東京市東伏見３丁目（富士見調節池）		

【洪水予報の種類と発表基準】

種 類	発 表 基 準
石 神 井 川 氾 濫 発 生 情 報	基準地点の水位が氾濫発生水位に到達したことを確認したとき、あるいは洪水予報区間において氾濫を確認したとき
石 神 井 川 氾 濫 危 険 情 報	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれるとき、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき
石 神 井 川 氾 濫 注 意 情 報 解 除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき

【洪水予報河川発表基準水位】

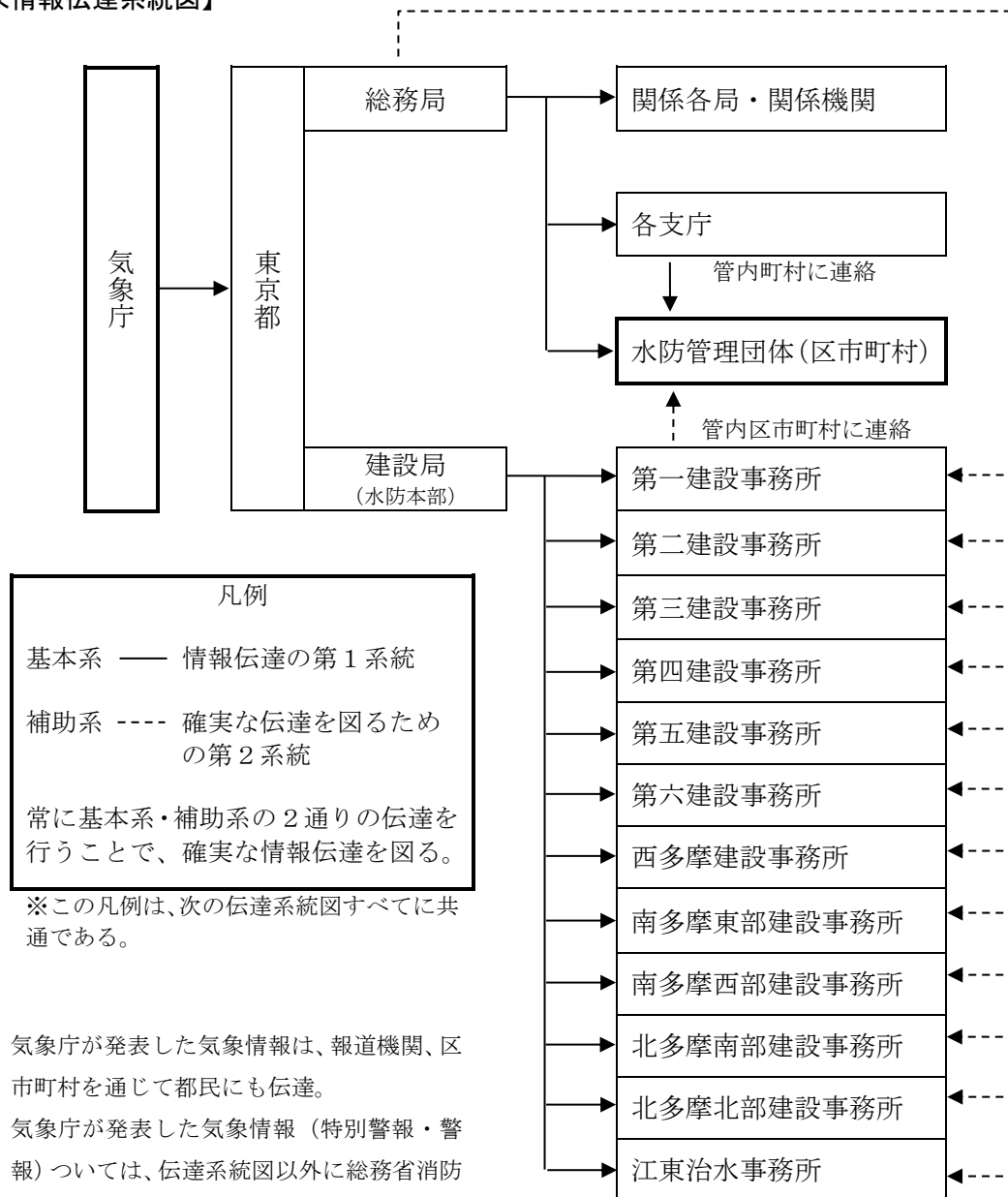
(基準：A.P.)

基準点 (水位観測所)	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険 水位	氾濫発生 水位
向台	西東京市向台5	—	—	58.64m	59.12m
稲荷橋	練馬区石神井台7	—	—	46.78m	47.51m
加賀橋	板橋区加賀1	—	—	14.5m	16.5m
溝田橋	北区堀船1	—	—	4.7m	5.42m

※A.P.：ArakawaPeilの略で荒川基準水面のこと。

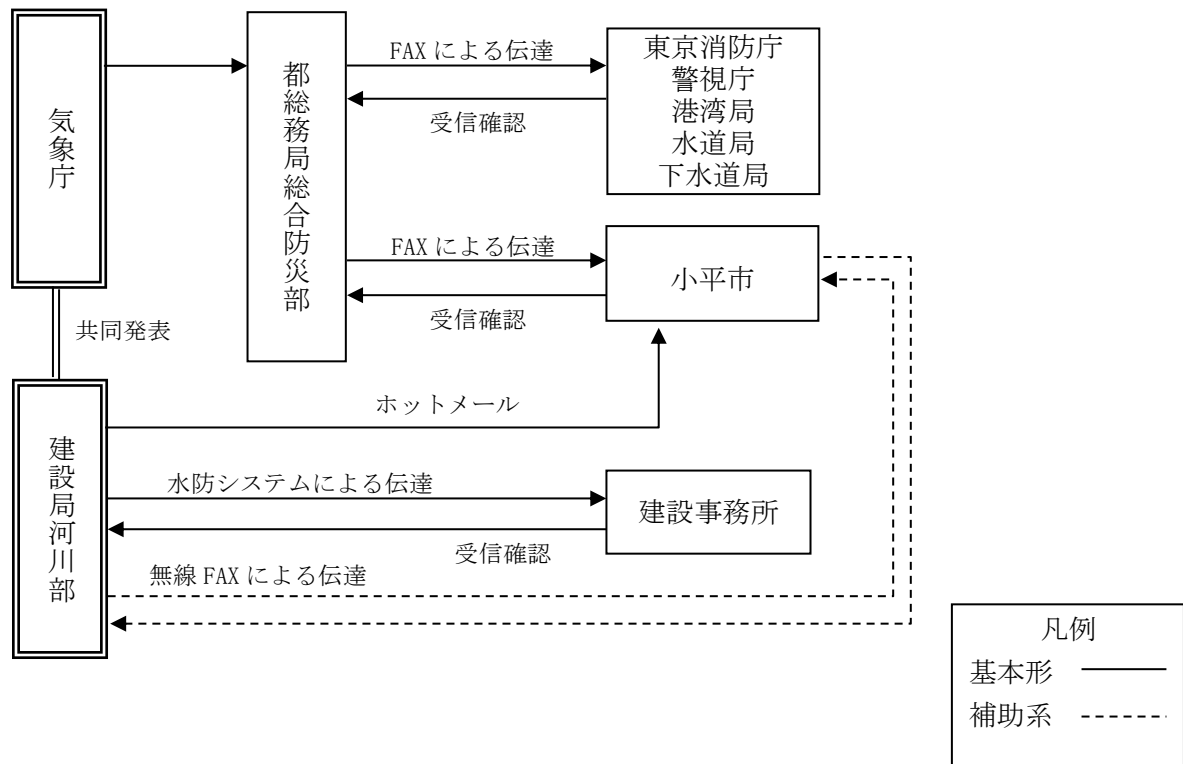
T.P.（TokyoPeil, 東京湾平均海面、標高などに使用される基準面）0m=A.P.+1.1344m

【気象情報伝達系統図】



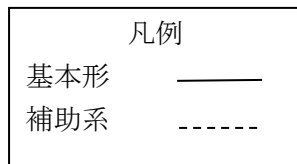
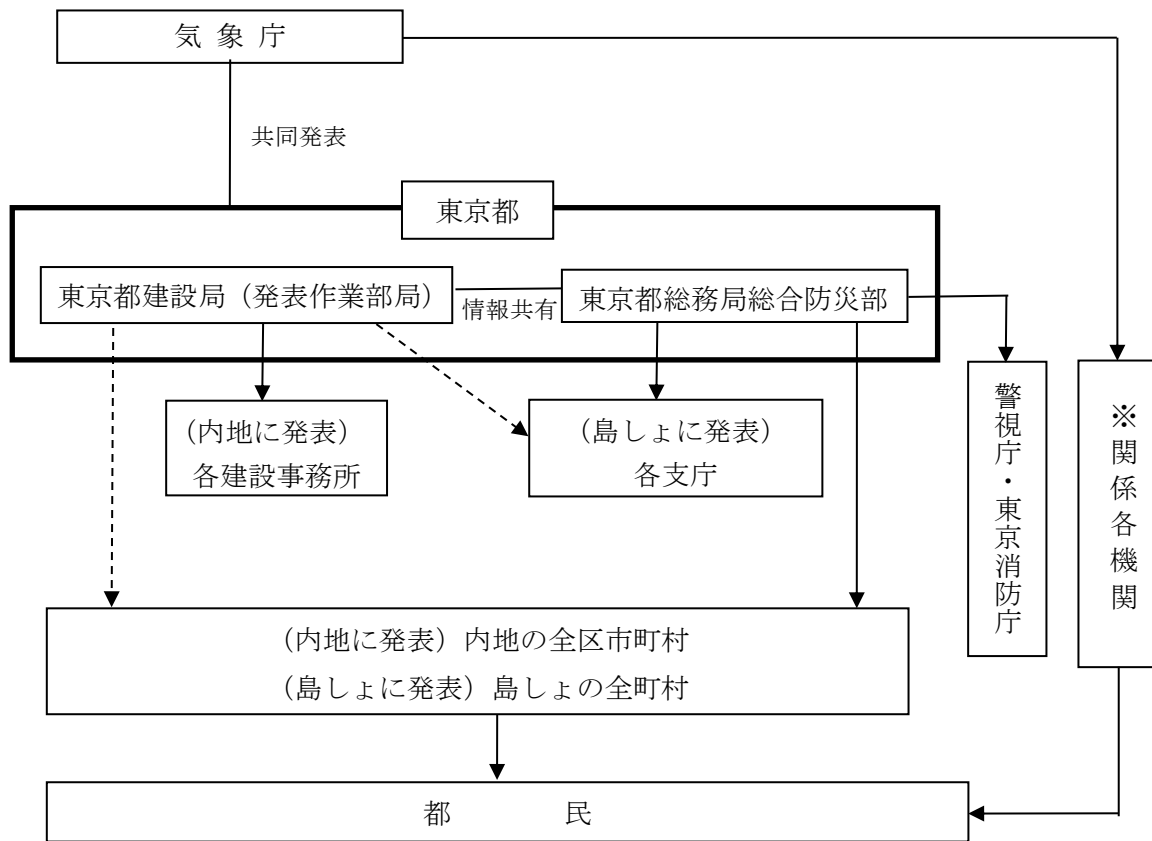
- ・ 気象庁が発表した気象情報は、報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達。
- ・ 気象庁が発表した気象情報（特別警報・警報）については、伝達系統図以外に総務省消防庁及びN T T東日本を通じて区市町村に伝達。

【石神井川洪水予報伝達系統図】



☆洪水予報は、気象庁から報道機関、区市町村を通じて都民にも伝達

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



2. 水防活動の推進

2-1. 小平市

小平市は、水防に関する次の活動を実施する。

(1) 活動

市（本部班、環境衛生班、下水復旧班、道路復旧班）は、出水期前に河川、排水溝、用水等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。また、市（施設所管課）は管理地内の排水溝等を適切に管理する。東京都が開催する「大規模氾濫減災協議会」、「東京都管理河川の氾濫に関する減災協議会」等を活用し、国、河川管理者等の多様な関係者での、密接な連携体制の構築に努める。

気象状況等により浸水、河川・用水等の氾濫のおそれのあるときは、ただちに事態に即応した配備態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行う。

- ・ 気象状況に応じて管理者、消防機関と緊密な連絡のもとに監視警戒を行い、異常を発見したときはただちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置をとる。
- ・ 水防従事者に対して、水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- ・ 水防作業に必要な資器材の調達を行う。
- ・ 浸水のおそれが生じた場合には、小平消防署に対し出動することを要請する。なお、都管理河川が氾濫危険水位に達し、氾濫のおそれがある場合はただちに東京都建設局（河川管理者）に報告するとともに、状況に応じて避難指示等を出す。
- ・ 浸水、河川・用水等の氾濫による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立ち退き、または、その準備を指示する。この場合、遅滞なく小平警察署長に、その旨を通知する。
- ・ 水防のために必要があると認めるときは、現状の秩序あるいは保全維持のため小平警察署長に警察官の出動を求める。
- ・ 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を求める。応援のため派遣されたものは、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。
- ・ 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

(2) 費用負担

水防管理団体は、その管理区域にある水防に要する費用を負担する。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は当該応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。

市域外の区市町村が、当該水防により著しく、利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益区市町村が負担する。

負担費用の額及び負担方法は両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事にあつ旋を申請することができる。

(3) 公用負担権限

水防のための緊急の必要があるとき、水防管理者または消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（水防法第28条）

- ・ 必要な土地の一時使用
- ・ 土石、竹木、その他の資材の使用
- ・ 土石、竹木、その他の資材の収用
- ・ 車両、その他の運搬用機器もしくは排水用機器の使用
- ・ 工作物その他の障害物の処分

(4) 公用負担権限証明

公用負担の権限を行使する場合、水防管理者または消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、証明書を携行し、必要がある場合はこれを提示する。(水防法第28条)

⇒資料編「公用負担権限委任証明書」

(5) 公用負担命令票

公用負担の権限を行使するときは、公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者、またはこれに準じるべき者に交付するものとする。ただし、現場の事情により、そのいとまがないときは事後においてただちに処理する。(水防法第28条)

⇒資料編「公用負担命令票」

(6) 損失補償

公用負担権限行使によって損失を受けた者に対し、水防管理団体は、時価によりその損失を補償する。(水防法第28条)

2-2. 東京消防庁小平消防署及び消防団

市においては、水防法に定める水防団は存在しないため、消防機関（東京消防庁小平消防署及び消防団）が水防団に代わって、次の水防活動を分担している。

(1) 東京消防庁小平消防署**① 活動**

小平消防署は、管内における水防管理者との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、各水防管理団体に対し、必要な要員を派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。

市域を随時巡回し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちに管理者に連絡して必要な措置を求める。

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、もしくは制限し、またはその区域からの撤去を命じる。

小平消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域に居住する者または水防の現場にある者を水防に従事させる。

小平消防署長は、水防管理者から出動の要請を受けたとき、または自ら水防作業の必要を知ったときは、ただちに出動し、水防作業を行う。出水期前に排水溝、用水等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

② 公用負担

2-1に準じる。

(2) 小平市消防団

小平市消防団は、市域を随時巡回し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、ただちに管理者に連絡して必要な措置を求める。

水防上緊急の必要がある場所においては、水防関係者以外の者に対して、危険区域からの立ち退きや立入禁止の協力を求める。

3. 強風情報の収集・伝達

(1) 強風情報等気象情報の収集

市（本部班、秘書広報班）は、気象庁から暴風警報、暴風特別警報、竜巻注意情報が発表された場合、強風より倒木等が想定されるため、その確度等を踏まえ、必要に応じて市民等へ速やかな広報を行う。特に、竜巻発生に関する目撃情報が示された場合は、状況に応じて同報系防災行政無線等で速やかに竜巻への注意喚起を図る。

(2) 被害情報の収集・伝達、調査

市（本部班、調査班、財政班）は、被災区域周辺の公共施設所管課に対して被害状況等の確認と報告を要請する。また、被災区域や被害の概況を速やかに把握し、災害救助法の適用基準に該当するか速やかに確認し、該当する場合は都に要請する。

なお、竜巻等の突風災害は被災区域が限られ、被災家屋の復旧等が比較的速やかに進むことから、市（調査班）は、住家被害認定調査及び罹災証明書の交付を速やかに実施する。

《復旧対策》

対策一覧	担当
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	学校班、学校施設班、保育班、物資拠点班、施設所管課
2 強風被害への対応	環境衛生班、都市整備班

1. 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

1-1. 社会公共施設等の復旧

震災編第Ⅱ部第3章第3節復旧対策1-1「社会公共施設等の復旧」に準じる。

2. 強風被害への対応

強風や竜巻発生時における各種応急措置は震災編に定める内容に準じるが、竜巻等の突風災害の場合は次の点に留意する。

(1) がれき等の処理

強風や竜巻等の災害では、強風によって敷地内へ運ばれた廃棄物の撤去も必要となるため、市（環境衛生班）は、ブルーシート、がれき収納用の土のう袋等を調達し、被災者への供給に努める。

また、被災地区での仮置場の設置や戸別収集の実施を検討し、必要な対応を図る。

(2) 被災家屋の復旧支援

震災編第Ⅱ部第12章第3節復旧対策2「被災住宅の応急修理」に準じる。

第5章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 ライフライン施設の安全対策	各インフラ事業者
2 道路及び交通施設の安全対策	道路復旧班、小平警察署、東京都建設局、東京都北多摩北部建設事務所、鉄道事業者
3 農業施設対策	産業班

1. ライフライン施設の安全対策

1-1. 電気の安全対策

東京電力パワーグリッドは、「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施する。

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に東京電力パワーグリッドの電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別巡視）及び自家用需要者を除く一般需要者の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

配電設備全般について、5年に1回巡視して設備状況を確認する。また、必要に応じ、パトロールにより設備状況を確認する。

需要家の電気工作物について、新設または増設の際及びその後4年に1回調査し、不良箇所を発見、通知することによって災害の未然防止を図る。

1-2. ガス施設の安全対策

東京ガスグループにおけるガス供給設備は、基本的に気密構造になっており、浸水による影響を受けにくい。加えてガス輸送と圧力調整は、ガス自身の圧力差により行い、電力を利用しないため、停電による影響も受けにくい。

水害による家屋倒壊等が懸念される地区では、保安確保のために供給停止を行う場合がある。

ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づき、遮断装置・圧力上昇防止装置等を考慮して設計及び施工している。

ガス施設に対しては、ガス事業法の規定に基づいた定期検査を実施する。

1-3. 水道施設の安全対策

東京都水道局は、浄水場等が停止しても可能な限り給水できるよう、浄水場と給水所との間や各給水所を結ぶ広域的な送水管のネットワーク化を進めていくとともに、特に重要な幹線については二重化を進めるなど、水道施設全体のより一層のバックアップ機能の強化を図っている。

大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家用発電設備を増強して電力の自立化を推進し、浄水処理及び配水ポンプ等の運転が継続できるようにするとともに、配水本管テレメータや自動水質計器について、停電時にも機能を維持できるよう順次バッテリーを設置し電源の確保を図っている（自動水質計器については平成27年度に設置完了済）。

風水害による上水道施設の災害防止のため、平素から各施設について監視、点検を行っている。

水道施設は、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）の要件を備えている。

1-4. 通信の安全対策

（1）関係機関

災害時においては、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で通信の果たす役割は非常に大きい。

このため、災害による通信施設の被災を最小限に止め、また、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

① NTT東日本

NTT東日本は、電気通信設備等の信頼度強化を推進する。

また、電気通信設備及び附帯設備の防災設計（耐水・耐風・耐雪・耐震・耐火設計等）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

事項	安全化対策
電気通信設備	【電気通信設備等の信頼度強化】 次のとおり電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。 ・豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域は耐水構造化を行う。 ・暴風または豪雪のおそれのある地域は耐風または耐雪構造化を行う。 ・地震または火災に備えて、耐震及び耐火構造化を行う。
電気通信システム	【電気通信システムの信頼度強化】 災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行う。 ・主要な伝送路を多ルート構成またはループ構成とする。 ・主要な中継交換機を分散設置する。 ・大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築する。 ・通信ケーブルの地中化を推進する。 ・主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。 ・重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

② 各通信事業者

各通信事業者は、人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を講じる。

2. 道路及び交通施設の安全対策

2-1. 道路施設の安全対策

（1）小平市

市（道路復旧班）は、管理する道路について、利用者の安全確保を図るため、道路、橋りよ

うの計画的な修繕や適正な維持管理に努めるほか、必要な防災施設の整備を行う。

また、災害時の救助活動の円滑化や避難道路機能を確保するため、小平市無電柱化チャレンジプラン（令和2年3月策定）に基づき、たかの台本通り、都市計画道路事業及び市街地再開発事業で計画されている路線について無電柱化を実施する。

（２）東京都関係機関

① 警視庁小平警察署

小平警察署は、風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。

- ・表示板等、風圧を受けるおそれのある施設の取り付けは、必要最小限度する。
- ・信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検及び風水害発生直後の特別点検を実施する。

② 東京都

都（建設局）、北多摩北部建設事務所は、道路の災害を防止し、道路の安全性を高めるため、日常点検や5年に1度行っている定期点検等を基に、道路災害防除事業を実施する。

また、都管理の橋りょうについて、日常点検や5年に1度行っている定期点検を基に、日常の維持管理及び補修・補強事業を実施する。

2-2. 鉄道施設の安全確保

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、台風等により事故が発生した場合、その影響は極めて大きい。

このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の整備を進めてきたところであるが、今後ともこれら施設等の改良、整備を推進し、人命の安全確保及び輸送の確保を図る。各鉄道機関の予防対策は次のとおり。

（１）ＪＲ東日本

ＪＲ東日本は、風水害による事故防止のため、線路環境の実態把握に努め、重点的な防災強化工事を実施するとともに、全社的な防災管理システム研究開発に対応して、災害予測、検知、情報連絡のために必要な機器の設置を進めるとともに、新たな技術開発に向けての検討を進めている。

（２）西武鉄道

西武鉄道は、都内においては、風水害に対する改良、補強工事はほぼ完了しているが、今後とも事業計画に合わせて設備の改善に努めていく。

3. 農業施設対策

市（産業班）及び都は、農地・農業用施設において周辺地域に被害を与えるおそれのある箇所の改修や補強工事等を推進し、地域の安全性の確保を図るなど予防対策を講じる。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 道路・橋りょうの応急対策	道路復旧班、小平警察署、東京都建設局、東京都北多摩北部建設事務所
2 鉄道施設の応急対策	鉄道事業者
3 水道・下水道の応急対策	下水復旧班、東京都水道局
4 電気・ガス・通信の応急対策	各ライフライン事業者

1. 道路・橋りょうの応急対策

1-1. 道路交通規制等

(1) 交通規制の実施

小平警察署は、交通規制に関して次の事項に取り組む。

① 交通情報の収集と交通統制

交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握をすみやかに行い、その状況を市長（水防管理者）に通報する。

隣接県に通ずる国道その他幹線道路については、隣接県警察署と連携を密にし、一般車両のう回等混雑緩和の措置を講じて、交通秩序の維持に努める。都内にきわめて甚大な被害が生じている場合、被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施する。

② 交通規制

広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。

被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

また、災害対策基本法等に基づく都心方向への流入抑制を実施する。

③ 車両検問

主要幹線道路における車両検問を行い、市民の緊急避難または応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、または制限して災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

(2) 緊急通行車両の確認

小平警察署は、緊急通行車両の確認に関して次の事項に取り組む。

① 緊急通行車両の確認

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、一般車両の通行が禁止または制限され、災害対策基本法施行令（昭和37年7月9日政令第288号）第33条に基づく緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させる。（35路線。市内では、新青梅街道等が対象。）

緊急通行車両等であることの確認は、原則として使用の本拠地を管轄する公安委員会等が行う。ただし、やむを得ない場合は、他道府県の知事及び公安委員会等で行うことができる。

1-2. 道路関係障害物除去

(1) 小平市

市（道路復旧班）は、道路上の障害物の状況を調査し、速やかに都建設局に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去して道路啓開を行う。また、関係機関と相互に密接な連絡

をとり協力する。

交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂れ下がっている電線等の除去及び道路、橋りょう等の応急補強並びに配水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

道路上に設置されている雨水排水口等の能力を低下させるおそれのある障害物については、各道路管理者と密接な連絡をとり協力する。

(2) 東京都関係機関

① 東京都

都（建設局）、北多摩北部建設事務所は、都道における障害物の状況を把握し、交通の確保を図るため、すみやかに障害物の除去を行う。除去作業は、各道路管理者と密接な連絡をとり、相互に協力する。

② 警視庁小平警察署

小平警察署は、交通確保の観点から、交通の妨害となっている倒壊樹木、垂れ下がっている電線等の障害物の除去について、各道路管理者及び関係機関に連絡して復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

1-3. その他の応急措置

震災編第Ⅱ部第4章第3節応急対策1－3「その他の応急措置」に準じる。

2. 鉄道施設の応急対策

各鉄道事業者は、初動措置として運転規制や乗客の避難誘導を行う。また、駅等での各種情報提供等を行う。

(1) 運行基準

各鉄道事業者の運行基準に従い、速度規制または運転中止を行う。

(2) 災害時の応急措置

旅客等の安全確保及び緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

列車及び旅客の安全確認のため、徐行等の運転規制を実施する。

駅での混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、必要に応じて、速やかに避難誘導を実施する。

駅や列車内での混乱防止のため、案内放送等による情報提供を行う。

(3) 事故発生時の救護活動

各鉄道事業者は、負傷者の救護を優先的に行い、必要に応じ、警察及び消防署に出動要請する。

(4) JR東日本の浸水時等の対応

JR東日本は、降雨等により災害が発生するおそれのある区間については、あらかじめ運転規制方法及び災害時の復旧体制等を定め、速やかに速度規制または運転中止の手配をとって、輸送の安全を確保するとともに、早期復旧に努める。

3. 水道・下水道の応急対策

3-1. 水道の応急対策

震災編第Ⅱ部第4章第3節応急対策4-1「水道の応急対策」に準じる。

3-2. 下水道の応急対策

震災編第Ⅱ部第4章第3節応急対策4-2「下水道の応急対策」に準じる。

4. 電気・ガス・通信の応急対策

震災編第Ⅱ部第4章第3節応急対策5「電気・ガス・通信の応急対策」に準じる。

《復旧対策》

対策一覧	担当
1 道路・橋りょうの復旧対策	道路復旧班、東京都建設局、東京都北多摩北部建設事務所
2 鉄道施設の復旧対策	各鉄道事業者
3 電気・ガス・通信の復旧対策	各ライフライン事業者

1. 道路・橋りょうの復旧対策

震災編第Ⅱ部第4章第3節復旧対策1「道路・橋りょうの復旧対策」に準じる。

2. 鉄道施設の復旧対策

震災編第Ⅱ部第4章第3節復旧対策2「鉄道施設の復旧対策」に準じる。

3. 電気・ガス・通信の復旧対策

震災編第Ⅱ部第4章第3節復旧対策5「電気・ガス・通信の復旧対策」に準じる。

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第1節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 初動対応体制の整備	施設所管課
2 救助・救急活動体制の整備	防災危機管理課、小平警察署、小平消防署
3 広域連携体制の構築	防災危機管理課、各課

1. 初動対応体制の整備

1-1. 災害対策活動拠点となる庁舎等の整備、維持管理

震災編第Ⅱ部第5章第3節予防対策1-1「災害対策活動拠点となる庁舎等の整備、維持管理」に準じる。

2. 救助・救急活動体制の整備

市及び関係機関は、災害時に救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

2-1. 小平市

市（防災危機管理課）は、東京消防庁に準じて、消防団の充実を図る。

消防団の応急救護資器材の増強・充実に努め、応急手当普及員を養成するとともに簡易救助器具等を整備し、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を計画的に行う。

2-2. 警視庁小平警察署

災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化を図り、効果的に資器材を活用した迅速、的確、安全な救出救助活動ができるようにする。

2-3. 東京消防庁小平消防署

（1）救出・救助活動能力の向上

災害時に、市民自らが、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。

（2）事業所の救出・救護活動能力の向上

事業所の実態に応じ、組織、資器材を有効に活用した活動が行えるよう、訓練を通じて自衛消防隊員その他の従業員等の活動技術の向上を推進する。

東京都火災予防条例第55条の5に基づき、自衛消防活動中核要員を中心に、事業所の従業

員に対し、上級救命講習等の受講の促進を図る。応急救護知識及び技術を有する者を中心とした訓練を推進すること及び事業所等における応急手当の指導者の養成等を行うことで応急救護能力の向上を図る。

3. 広域連携体制の構築

3-1. 他市町村との応援協定締結の促進

震災編第Ⅱ部第5章第3節予防対策4-1「他市町村との応援協定締結の促進」に準じる。

3-2. 民間団体との応援協力体制の確立

震災編第Ⅱ部第5章第3節予防対策4-2「民間団体との応援協力体制の確立」に準じる。

3-3. 公共的団体との応援協力体制の確立

市（防災危機管理課）は、市域における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連携を密にし、その機能を風水害時に十分発揮できるよう体制を整備する。

住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。

なお、これらの団体の協力業務として考えられるのは、次のとおりである。

- ・ 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市その他関係機関に連絡すること。
- ・ 災害に関する予警報その他情報を市民に伝達すること。
- ・ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
- ・ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に関すること。
- ・ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等に協力すること。
- ・ 被災状況の調査に協力すること。
- ・ 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- ・ 罹災証明書交付事務に協力すること。
- ・ その他の災害応急対策業務に協力すること。

※ 公共的団体とは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合等をいう。

※ 防災組織とは、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である自主防災組織、事業所の防災組織等をいう。

3-4. 東京都が締結する応援協定への協力

震災編第Ⅱ部第5章第3節予防対策4-4「東京都が締結する応援協定への協力」に準じる。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 初動態勢	各課
2 防災会議の開催	防災危機管理課
3 集中豪雨への対応	総務部、環境部、都市開発部、本部班、消防団
4 救助・救急・警備体制	各課、小平警察署、小平消防署
5 応援協力・派遣要請	受援班、各班、本部班
6 応急活動拠点の調整	本部班

1. 初動態勢

1-1. 小平市災害対策本部の組織

震災編第Ⅱ部第5章第3節応急対策1-1「小平市災害対策本部の組織」に準じる。

1-2. 小平市災害対策本部の設置

震災編第Ⅱ部第5章第3節応急対策1-2「小平市災害対策本部の設置」に準じる。

1-3. 小平市災害対策本部の運用

震災編第Ⅱ部第5章第3節応急対策1-3「小平市災害対策本部の運用」に準じる。

1-4. その他の機関との連携

(1) 小平市

震災編第Ⅱ部第5章第3節応急対策1-4「その他の機関との連携」に準じる。

(2) その他機関

風水害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、市及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

1-5. 小平市職員の初動体制

(1) 非常配備態勢

市職員の非常配備態勢は、小平市災害対策本部運営要綱第7条「本部の非常配備態勢」に基づき、発令する。

非常配備態勢時の動員数については、小平市災害対策本部運営要綱に定めるものとする。

本部長は、災害の状況に応じ必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、または特定の部に対してのみ非常配備態勢と種類の異なる態勢の指令を発することができる。

台風、豪雨等による災害に対処するための本部の非常配備態勢は次のとおりとする。

態 勢	態勢の内容	判 断 基 準
第1 非常配備態勢	局地的災害に直ちに対処できる態勢	災害が発生するおそれがあるとき、局地的災害が発生したときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。
第2 非常配備態勢	本部の総力をもって対処する態勢	災害が拡大し、第1 非常配備態勢では対処できないときその他状況により本部長が必要があると認めるとき。

(2) 情報連絡態勢の確保

市長は、災害対策本部を設置するに至らない程度の災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、災害に関する情報の収集及び伝達のため必要があると認めるときは、小平市災害対策本部運営要綱第6条の情報連絡態勢を確保する。

防災危機管理課を除く各課における動員数については、各課長の判断による。

態 勢	課	判 断 基 準
第1 情報連絡態勢	水と緑と公園課課、下水道課、道路課	大雨、洪水、強風、大雪注意報が発表されたとき、台風の接近が予想されるときその他の状況により市長が必要があると認めるとき。
第2 情報連絡態勢	秘書広報課、総務課、文化スポーツ課、子育て支援課、保育課、環境政策課、資源循環課、公共交通課、教育総務課	大雨、洪水、暴風、大雪警報が発表されたとき、局地的災害が発生し、または発生するおそれがあるときその他の状況により市長が必要があると認めるとき。

※ただし、防災危機管理課長が気象情報等により必要と認めた場合には、危機管理担当部長と協議のうえ、上記の態勢にかかわらず別途に職員を招集することができる。

【第1及び第2情報連絡態勢における業務】

- ・風水害等に関する情報収集
- ・気象情報の収集及び連絡
- ・道路、用水、下水等の状況把握
- ・ライフラインの状況把握、鉄道運行状況の把握
- ・被災家屋等の実態調査及び消毒等
- ・管理する施設等の被害状況等の収集

(3) 夜間休日等における初動態勢の確保

夜間・休日等の勤務時間外における風水害等の非常事態に対処するため、小平市に気象警報が発表された場合には、防災危機管理課職員へメールが送付される体制を構築している。小平市に気象警報が発表されたが、市域に被害は発生していない場合、防災危機管理課長、防災危機管理課長補佐及び防災危機管理担当係長により次の業務を行う。

- ・風水害等に関する情報収集
- ・気象情報の収集及び連絡
- ・市防災危機管理課職員に対する災害情報等の連絡

2. 防災会議の開催

市の地域に災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、市防災会議を開催し、市及び関係機関相互間での連絡調整を図る。

3. 集中豪雨への対応

市の地域に風水害等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、市地域防災計画及び都地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関並びに市域内の公共的団体及び市民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

(1) 水防体制

気象状況により、浸水その他水害が発生し、または発生するおそれがあるときの市の水防体制は次のとおりとする。

ただし、水害の規模が拡大し、または拡大するおそれがあり、この体制では対応できないと市長が認めるときは災害対策本部を設置する。

部 名	業務分担
総 務 部	① 気象情報の収集、連絡 ② 消防機関（消防署、消防団）の連絡調整等 ③ 被害状況の総括 ④ 関係機関との連絡
環 境 部	① 河川等及び下水道施設等の点検、警戒、監視 ② 水防作業及び低地帯の排水活動 ③ 被災地の清掃、防疫活動
都 市 開 発 部	① 河川等の点検、警戒、監視 ② 水防作業の協力及び冠水道路の復旧
消 防 団	① 水防警戒 ② 水防及び排水活動並びに救出

※市各部課は、被害情報を把握したときは、直ちにその内容を防災危機管理課に報告する。

(2) 気象情報の早期収集

突発的、局地的な集中豪雨による浸水被害発生などに対しても、被害を最小限に留める必要があるため、気象情報を早期に収集する必要がある。

このため、市（本部班）は、市と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの専用電話（ホットライン）を整備しているほか、気象庁からの気象警報情報を自動的に市で受信するシステムも構築している。

4. 救助・救急・警備体制

4-1. 小平市

市は、第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに市域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

必要があるときは災害対策本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する（1「初動態勢」参照）。

市域に災害救助法が適用されたときは、市長は、知事の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する（第10章第1節復旧対策11「災害救助法の運用等」参照）。

4-2. 東京都関係機関

救助・救急・警備体制に関して東京都関係機関が取り組む内容は次のとおりである。

(1) 警視庁小平警察署

① 警備態勢

関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

② 警備活動

災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救助に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。

③ 警戒区域の設定

災害現場において、水防団、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、または、これらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、ただちにその旨を市長に通知する。

④ 市に対する協力

市長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。

市の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

⑤ 装備資機材の調達及び備蓄

警察署に装備資機材を保有しておく。

災害発生時に不足する装備資機材については、別途、関係所属等の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。

⑥ 救急・救助活動

出水によるでき水者、家屋の倒壊等による埋没者その他の負傷者の救出・救助に重点をおいて救助活動を行う。

負傷者は、速やかに医療機関等に引き継ぐ。

救助救出にあたっては、都や小平消防署等の関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出救助の万全を期する。

(2) 東京消防庁小平消防署

① 救急・救助活動

市本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。

救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。

救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。

傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。

5. 応援協力・派遣要請

5-1. 東京都に対する協力要請

震災編第Ⅱ部第5章第3節応急対策4-2「東京都に対する協力要請」に準じる。

5-2. 協定等を締結している市町村、団体や指定地方行政機関等に対する協力要請

震災編第Ⅱ部第5章第3節応急対策4-3「協定等を締結している市町村、団体や指定地方行政機関等に対する協力要請」に準じる。

5-3. 自衛隊への災害派遣要請

震災編第Ⅱ部第5章第3節応急対策4-4「自衛隊への災害派遣要請」に準じる。

6. 応急活動拠点の調整

震災編第Ⅱ部第5章第3節応急対策5「応急活動拠点の調整」に準じる。

第7章 情報通信の確保

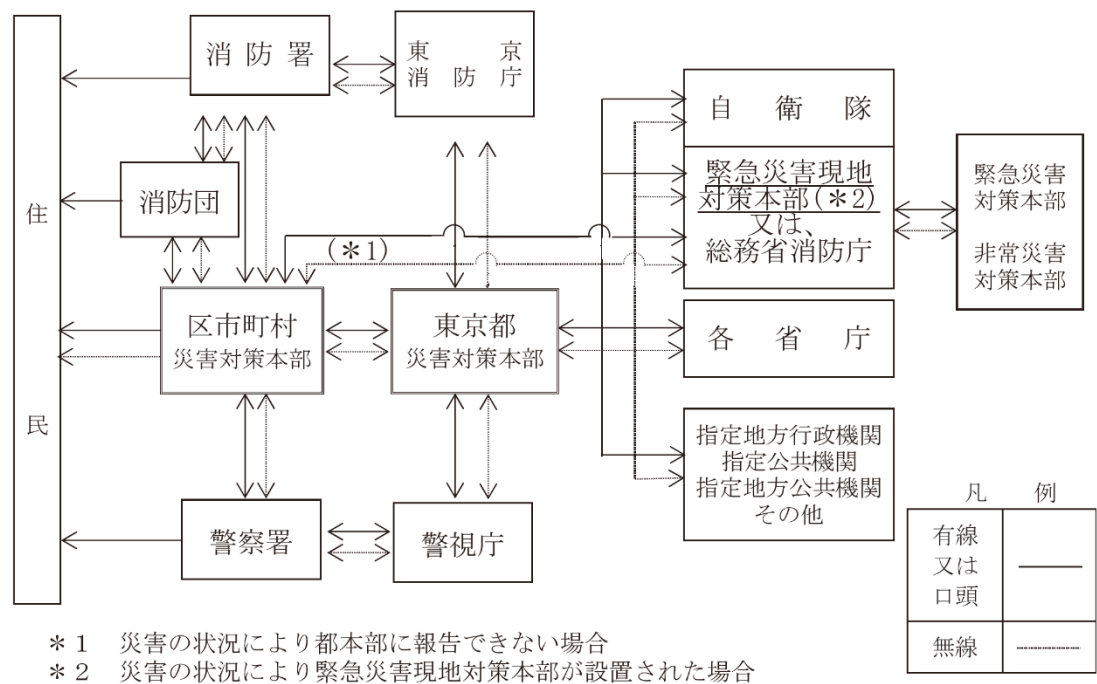
第1節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 防災機関相互の情報通信連絡体制	防災危機管理課、各課、小平警察署、小平消防署、関係防災機関

1. 防災機関相互の情報通信連絡体制

【通信連絡の系統図】



1-1. 情報連絡系統の構築

(1) 小平市

市（防災危機管理課）は、地域防災行政無線またはその他の手段により、関係防災機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。

また、関係防災機関との間の情報連絡のため、地域防災行政無線の整備に努める。

(2) 東京都関係機関等

① 警視庁小平警察署

小平警察署は、各種の通信連絡手段を活用し、関係防災機関と情報連絡を行う。

② 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、消防・救急無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、東京消防庁、管下消防出張所及び各防災機関と情報連絡を行う。

③ その他防災機関

その他防災機関は、それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信等により通信連絡を行う。

1-2. 通信連絡体制の確立

震災編第Ⅱ部第6章第3節予防対策1-2「通信連絡体制の確立」に準じる。

1-3. 通信施設の整備・運用

震災編第Ⅱ部第6章第3節予防対策1-3「通信施設の整備・運用」に準じる。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	防災危機管理課、小平消防署、小平警察署、指定公共機関
2 被害状況等の伝達	本部班、財政班、関係各班、東京都総務局
3 広報体制	秘書広報班、小平警察署、小平消防署、指定公共機関
4 広聴体制	広聴班、小平警察署、小平消防署

1. 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

1-1. 小平市

（1）防災機関との連絡体制

東京都に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。

災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部または総務省消防庁に対して直接連絡する。

地域防災行政無線またはその他の手段により、市域内にある防災関係機関及びその他重要な施設の管理者等との間で通信を確保する。

緊急事態に係る情報について、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等から収集する。

（2）災害警報・注意報などの発信

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、またはその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに都及び気象庁に通報する。

災害原因に関する重要な情報について、都または関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに市域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織及び市民等に周知する。

特別警報、警報及び重要な注意報について、都またはNTTからの通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、必要に応じてただちに市域の公共的団体その他重要な施設の管理者、自主防災組織等に伝達するとともに、小平警察署、小平消防署、都政策企画局等の協力を得て、市民に周知する。

1-2. 小平市、東京都、各放送機関

震災編第Ⅱ部第6章第3節応急対策1-2「小平市、東京都、各放送機関」に準じる。

1-3. 東京都関係機関

（1）警視庁小平警察署

警察署長は、管下地域の気象情報に係る通報を受けたとき、または自らその発表を知ったときは、交番、駐在所を通じて、管内住民に周知する。

災害が発生するおそれがある異常な現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに市長に通知する。

（2）東京消防庁小平消防署

気象に関する情報を警防本部、方面本部、その他の関係機関から通報を受けたときは、ただちに、各消防出張所に一斉通報し、市民に周知する。

1-4. 指定公共機関等

(1) NTT東日本

NTT東日本は、気象業務法に基づいて、気象庁からNTT東日本に通知された特別警報及び警報を、各区市町村に通報する。警報の伝達には、FAXを使用する。

なお、警報に関する通信は優先して取り扱う。

(2) その他の防災機関

その他の防災機関は、都、気象庁、その他関係機関から通報を受けた重要な情報、特別警報・警報及び注意報について、ただちに所属機関に通報する。

2. 被害状況等の伝達

2-1. 被害状況等の報告・伝達体制

(1) 小平市

市（本部班）は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまでの被害状況等について、次表により都に報告する。なお、災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

報告すべき事項等は次のとおりである。

① 報告すべき事項

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所または地域
- エ 被害状況（程度は、認定基準（資料編「被害程度の認定基準」）に基づき認定）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後取ろうとする措置
- カ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- キ その他必要な事項

② 報告の方法

原則として、災害情報システム（DIS）の入力による（ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX等あらゆる手段により報告する）。

③ 報告の種類・期限等

報 告 の 種 類		入 力 期 限	入 力 画 面
発 災 通 知		即時	被 害 第 1 報 告
被 災 措 置 概 況 速 報		即時及び都が通知する期限内	被 害 状 況 ・ 報 告
要 請 通 知		即時	ク ロ ノ ジ ー
確 定 報 告	災 害 確 定 報 告	応急対策を終了した後20日以内	被 害 状 況 ・ 報 告
	各 種 確 定 報 告	同上	
災 害 年 報		4月20日	

④ 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第11章第1節復旧対策11「災害救助法の適用等」に定めるところによる。

(2) その他の機関

各防災機関は、所管施設に関する市の被害、既にとった措置、今後とろうとする措置その他必要事項について、市の例に準じ都に報告する。

ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」による。

システム端末設置機関は、必要に応じ、端末に入力する。

3. 広報体制

3-1. 小平市

市（秘書広報班）は、市域や所管施設において、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、ただちに小平警察署、小平消防署及び消防団と連携して、必要な広報活動を実施する。

3-2. 小平市と放送機関が連携して取り組む内容

市（秘書広報班）は、ケーブルテレビ局などの地域放送局に対し、被災・復旧などの情報を放送するよう依頼する。

3-3. 東京都関係機関

（1）警視庁小平警察署

管下交番及び駐在所から災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して、次の事項に重点を置いて、適時活発な広報活動を実施する。

- ・ 気象・水象の状況、水防活動状況及び今後の見通し
- ・ 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動
- ・ 感電、転落、でき水等による事故の防止及び防疫に関する注意の喚起
- ・ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- ・ 犯罪の防止
- ・ その他、各種告示事項

広報手段は次のとおりである。

- ・ パトロールカー、白バイ、広報車、サインカー等による広報
- ・ 拡声装置、携帯用拡声機による広報
- ・ ホームページ、災害対策課X（旧ツイッター）等による広報
- ・ テレビ、ラジオ等報道機関への情報提供
- ・ 相談所の開設

（2）東京消防庁小平消防署

災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。

- ・ 気象及び水位の状況
- ・ 水災及び土砂災害に関する情報
- ・ 被災者の安否情報
- ・ 水防活動状況
- ・ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ

広報手段は次のとおりである。

- ・ テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供
- ・ 消防車両の巡回
- ・ ホームページ、アプリ、SNS
- ・ 災害時支援ボランティアを介しての情報提供

3-4. 指定公共機関等

(1) 東京電力パワーグリッド

東京電力パワーグリッドの広報内容は次のとおりである。

- ・電気による二次災害等を防止するための方法
- ・避難時の電気安全に関する心構えについての情報
- ・電力施設の被害状況、復旧予定等についての情報

広報手段は、次のとおりである。

- ・テレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）及び新聞等の報道機関を通じた広報
- ・ホームページ等を通じた広報
- ・市の防災行政無線（同報系）の活用
- ・広報車等による直接当該地域への周知

(2) 東京ガスグループ

東京ガスグループの広報内容は次のとおりである。

- ・被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項
- ・ガスの供給状況、ガス供給停止地区の復旧の見通し

広報手段は、ホームページ・SNS・テレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体とする。

(3) JR東日本グループ

JR東日本の広報内容は、次のとおりである。

- ・災害の規模、被害範囲、駅周辺や沿線の被害状況
- ・列車の不通線区や開通見込み等

広報手段は、次のとおりである。

- ・被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ等で都民への情報提供に努める。
- ・駅係員及び乗務員は、輸送指令等から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行う

(4) NTT東日本、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズ

NTT東日本等は、災害の発生が予想される場合または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。

ホームページ、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トキ案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

(5) KDDI

KDDIの広報内容は、次のとおりである。

- ・通信の被害・疎通状況の案内と通信輻輳時における利用者への時差通信等の協力要請
- 広報手段は、次のとおりである。
- ・報道機関及びホームページ等を通じて広報を行う。

(6) ソフトバンク

ソフトバンクは、災害の発生が予想される場合または発生した場合に、利用者の利便に関する次の事項について、テレビ・ラジオ放送等を通じ情報提供に必要な広報を行う。

- ・通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況

- ・災害用伝言板及び音声お届けサービス等の協力要請
- ・その他必要とする事項

4. 広聴体制

震災編第Ⅱ部第第6章第3節応急対策4「広聴体制」に準じる。

第8章 医療救護・保健等対策

第1節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 初動医療体制等の整備	防災危機管理課、健康推進課、高齢者支援課、障がい者支援課、環境政策課、小平市医師会等、小平消防署、多摩小平保健所
2 医薬品・医療資器材の確保	防災危機管理課、健康推進課、小平市薬剤師会、災害拠点病院等
3 遺体の取扱い	市民課、協定事業者、関係機関

1. 初動医療体制等の整備

震災編第Ⅱ部第7章第3節予防対策1「初動医療体制等の整備」に準じる。

2. 医薬品・医療資器材の確保

震災編第Ⅱ部第7章第3節予防対策2「医薬品・医療資器材の確保」に準じる。

3. 遺体の取扱い

震災編第Ⅱ部第7章第3節予防対策3「遺体の取扱い」に準じる。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 初動医療体制等の構築	救護班、避難班、秘書広報班、受援班、環境衛生班、小平市災害医療コーディネーター、小平市医師会等、医療機関、多摩小平保健所、東京都保健医療局、東京都福祉局、関係機関
2 医薬品・医療資器材の供給	本部班、救護班、小平市薬剤師会、東京都保健医療局、医薬品卸売販売業者
3 医療施設の確保	救護班
4 行方不明者等の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等	調査協力班、秘書広報班、小平市医師会、小平市歯科医師会、警視庁、小平警察署、東京都総務局、東京都保健医療局

1. 初動医療体制等の構築

震災編第Ⅱ部第7章第3節応急対策1「初動医療体制等の構築」に準じる。

2. 医薬品・医療資器材の供給

震災編第Ⅱ部第7章第3節応急対策2「医薬品・医療資器材の供給」に準じる。

3. 医療施設の確保

震災編第Ⅱ部第7章第3節応急対策3「医療施設の確保」に準じる。

4. 行方不明者等の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

震災編第Ⅱ部第7章第3節応急対策4「行方不明者等の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等」に準じる。

《復旧対策》

対策一覧	担当
1 防疫体制の確立	救護班、環境衛生班、東京都保健医療局、多摩小平保健所
2 火葬体制の確立	調査協力班、東京都保健医療局、協定事業者

1. 防疫体制の確立

震災編第Ⅱ部第7章第3節復旧対策1「防疫体制の確立」に準じる。

2. 火葬体制の確立

震災編第Ⅱ部第7章第3節復旧対策2「火葬体制の確立」に準じる。

第9章 避難者対策

第1節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 避難体制の整備(避難行動要支援者対策を含む)	防災危機管理課、小平警察署
2 避難所等の指定・安全化	防災危機管理課、東京都水道局、小平消防署、指定公共機関
3 避難所の管理運営体制の整備等	防災危機管理課、市民協働・男女参画推進課、高齢者支援課、教育総務課、小平消防署

1. 避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）

1-1. 避難体制の整備

（1）小平市

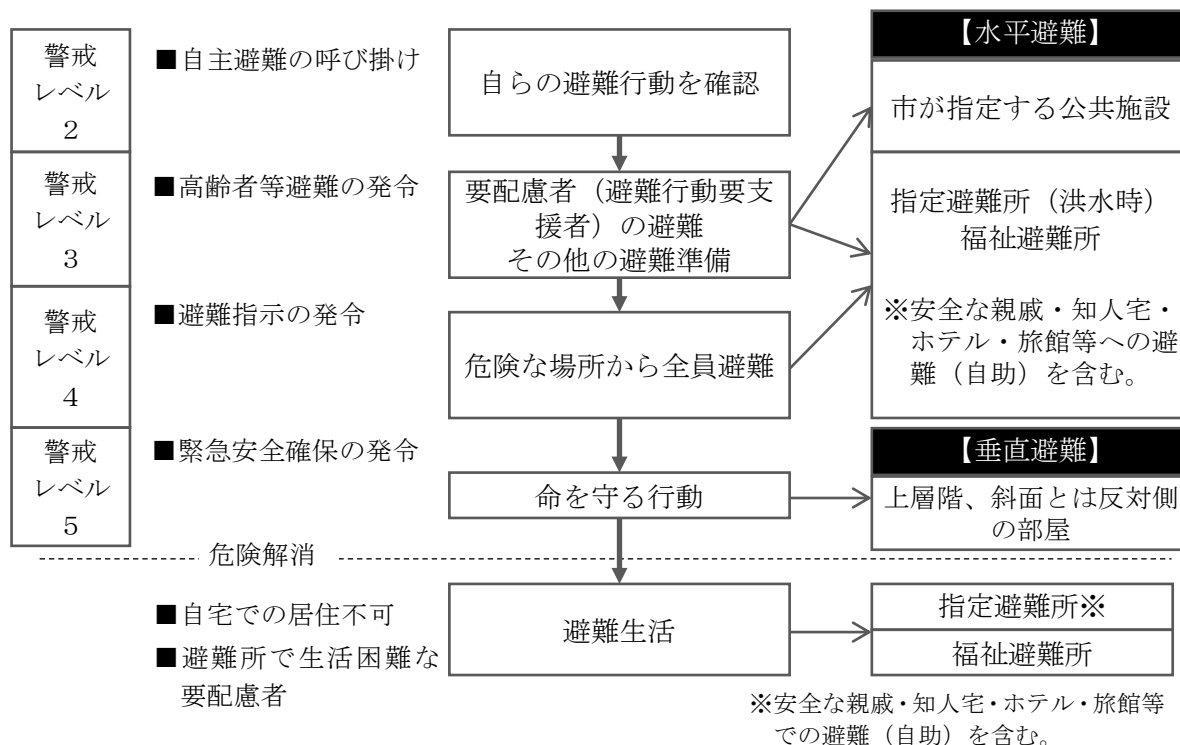
① 事前避難

市（防災危機管理課）は、災害時に備え、地域住民等に対し、あらかじめ避難所、避難経路、避難の方法等について定めるよう指導するとともに、その内容を事業者、滞在者等を含め周知徹底を図り、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。

市は小平市自主避難所開設及び運用指針に基づき、状況に応じて自主避難所を開設する。

避難指示等の発令区域・タイミング、避難所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ検討する。その際、水害と土砂災害等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

【防災気象情報（警戒レベル）と避難情報の種類との関係】



② 避難の指示に関する体制

市（防災危機管理課）は、浸水からの安全な避難を行うため、市民が理解し、誤解を招かない伝達内容・体制について検討する。

躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

地域または自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

避難の指示等を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

③ 運用要領

市（防災危機管理課）は、避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるため、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領（マニュアル）を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。

- ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
- ・ 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
- ・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
- ・ 区市町村は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- ・ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動または避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。

(2) 東京都関係機関

① 事前避難

小平警察署は、災害が発生するおそれがある場合には、市に協力し早期に避難の指示、

指導を行い、避難行動要支援者に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。

1-2. 避難行動要支援者対策

震災編第Ⅱ部第9章第3節予防対策1-2「避難行動要支援者対策」に準じる。

1-3. 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

市（防災危機管理課）は、洪水浸水想定区域図を基に要配慮者利用施設の立地状況を確認し、地域の実情を勘案したうえで、避難確保計画の作成状況、及び計画に基づいた避難訓練の実施状況を確認する。また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（小平市立鈴木小学校）が作成した最新の避難確保計画、及び計画に基づいた避難訓練の実施状況を確認する。

1-4. 避難誘導

高齢者等避難、避難指示を行ういとまがない場合の市民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

市（防災危機管理課）は、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、日頃から市民等への周知徹底に努める。

市は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難について、国や都等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした体制を整備する。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による市民の意識啓発に努める。

避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」の安全確保措置を講じるべきことにも留意する。

市は、気象警報、避難指示等を市民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

市は、避難指示の発令の際には、避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを市民にも周知する。

市は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。

2. 避難所等の指定・安全化

市（防災危機管理課）は、浸水予想区域図を踏まえて避難所の安全性を点検し、水害時にも安全な避難所及び避難場所を指定する。避難所の指定基準として、浸水の恐れのない建物等を指定する。

また、感染症拡大防止等の観点からも、民間事業者等と協定を締結するなど、可能な限り多くの避難所等を確保するよう努める。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の区市町村の協力を得て、避難所等を近隣区市町村に設けるものとする。

2以上の区市町村の被災住民が利用する避難所等の運用について、関係する区市町村があらかじめ

め協議して対処する。

その他、細目については、震災編第Ⅱ部第9章第3節予防対策2－2「避難所の指定・安全化」に準じる。

3. 避難所の管理運営体制の整備等

震災編第Ⅱ部第9章第3節予防対策3「避難所の管理運営体制の整備等」に準じる。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 避難誘導	本部班、小平警察署、小平消防署
2 避難所の開設・管理運営	避難班、物資拠点班、救護班、地区隊、小平警察署、小平消防署、東京都福祉局
3 避難所等における動物の適正飼養	環境衛生班、東京都保健医療局
4 被災者の他地区への移送	本部班、東京都保健医療局
5 広域避難	本部班

1. 避難誘導

1-1. 自主避難の呼びかけ

市（本部班）は、災害の発生が予測される場合、市ホームページ、防災・防犯緊急メールマガジン、X（旧ツイッター）等のSNS、広報車、報道機関等を活用するとともに消防団や自主防災組織と連携し、市民に対して警戒等の呼び掛けを行い、自主避難を促す。自主避難に際して、市民は水や食料を持参するよう呼び掛ける。

避難情報を発令する前の段階で、市民から自主避難の要望があるなど、小平市自主避難所開設及び運用指針に該当する場合は、公共施設を自主避難所として開設する。

1-2. 避難指示等

市（本部班）は、市域内で危険が切迫した場合には、市長は小平警察署長及び小平消防署長に連絡のうえ、要避難地域及び避難先を定めて避難指示等をするとともに、すみやかに都本部に報告する。

人の生命身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は避難のための立退きの指示を行う。

避難のための立退きを行うことがかえって危険なおそれがあり、緊急を要するとき、市長は緊急に安全を確保するための措置を必要と認める居住者等に指示することができる。

内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」を参考に要配慮者に対する高齢者等避難を発令する。

市は、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

平常時から地域または自治会単位に、避難所における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

【避難情報の種類】

種類	内容
高 齢 者 等 避 難 （警戒レベル3）	避難指示に先立ち、住民の避難準備及び避難行動要支援者等の避難を促すために、高齢者等避難を発令する。
避 難 指 示 （警戒レベル4）	災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示する。
緊 急 安 全 確 保 （警戒レベル5）	避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅、近隣の頑丈な建物にて緊急的に安全を確保するよう促す。

災害対策基本法等の関係法令により、次のとおり避難指示等の実施責任者及び時期が定められている。

【発令権者】

実施責任者	種別	要件	根拠
市長	災害全般	災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるとき。	災害対策基本法 第60条
警察官	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、または市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条
知事	災害全般	災害の発生により、小平市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法 第60条
自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は災害の状況により、特に急を要する場合で、警察官が現場にいない場合	自衛隊法 第94条
知事またはその命を受けた職員、水防管理者	洪水	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条

(1) 東京都関係機関

① 警視庁小平警察署

小平警察署は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき、または市長から要求があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに市長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

避難の指示に従わない者に対しては、極力説得して任意で避難させる。

危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官の判断により警察官職務執行法に基づき措置をとる。

② 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の市への通報を行う。被災状況を勘案し、必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。

また、避難指示等の伝達をする。

【警戒レベルの導入】

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意情報等）を関連付けるものである。

これは、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生のおそれの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するためのものである。

※市が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない。

人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、市長は警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、または退去を命ずる。

警戒区域の設定権者及び要件は、次のとおりである。

実施責任者	種別	要件	根拠
市 長	災害全般	災害が発生し、または発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第 6 3 条
警察官	災害全般	同上の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第 6 3 条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	同上の場合において、市長等、警察官がその場にいないとき。	災害対策基本法 第 6 3 条
消防機関に属するもの	洪 水	水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条

市（本部班）は、警戒区域の規制に当たって次の措置をとる。

- ① 警戒区域の設定について警察署長等関係者との連絡調整を行う。
- ② 警戒区域を設定した場合、消防署、関係部が連携し、警察署長に協力を得て警戒区域から退去または立入禁止の措置をとる。また、市民の退去を確認するとともに、可能な限り防犯、防火の警戒を行う。

【避難・立ち退きの指示などの一般基準】

- ・ 堤防から水があふれたり（越流）、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらすおそれがある場合
- ・ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより屋内安全確保をとるのみでは、命に危険が及ぶおそれがある場合
- ・ 人が居住・利用等している地下施設・空間のうち、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者に命の危険が及ぶおそれがある場合（住宅地下室、地下駅等、地下工事等の一時的な地下への立ち入り等にも留意が必要。）

1-4. 避難誘導

(1) 小平市

市（本部班）は、高齢者等避難、避難指示を出す場合、地域または町会（自治会）、事業所単位に集団の形成を図るため、自主防災組織の会長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、小平警察署及び小平消防署の協力を得て誘導する。

高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者については、障がいの特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。

(2) 東京都関係機関

① 警視庁小平警察署

小平警察署は、避難誘導に関して次のとおり取りくむ。

- ・ 住民の避難誘導を実施する。
- ・ 高齢者等避難、避難指示が出された場合には、市等に協力し、あらかじめ指定された避難所に、市民を誘導し収容する。
- ・ 誘導経路については、事前に調査検討しその安全を確認しておく。
- ・ 誘導する場合は、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。
- ・ 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。
- ・ 避難指示等に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。

② 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、高齢者等避難、避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を関係機関に通報する。

上記の避難路等については、安全確保に努める。

2. 避難所の開設・管理運営

2-1. 避難所の開設・報告

震災編第Ⅱ部第9章第3節応急対策3-1「避難所の開設・報告」に準じる。

2-2. 食料・生活必需品等の供給・貸与

震災編第Ⅱ部第9章第3節応急対策3-2「食料・生活必需品等の供給・貸与」に準じる。

2-3. 避難所の衛生管理

震災編第Ⅱ部第9章第3節応急対策3-3「避難所の衛生管理」に準じる。

2-4. 避難所の運営等

震災編第Ⅱ部第9章第3節応急対策3-4「避難所の運営等」に準じる。

3. 避難所等における動物の適正飼養

震災編第Ⅱ部第9章第3節応急対策5「避難所等における動物の適正飼養」に準じる。

4. 被災者の他地区への移送

震災編第Ⅱ部第9章第3節応急対策7「被災者の他地区への移送」に準じる。

5. 広域避難

平成27年9月関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって、多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難情報の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになった。これにより中央防災会議では、複数のワーキンググループが発足し、広域避難に関する報告が行われた。この報告を踏まえ、平成30年6月には、国と都が「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を設置し、大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向け検討を行っている。そのような中、令和元年10月に台風第19号（東日本台風）が発生し、広域避難の課題が顕在化し、現時点での広域避難に関する関係機関の連携・役割分担の在り方を整理し、中間報告としてまとめられた。

5-1. 広域避難体制の整備

市（本部班）は、広域避難体制の整備に関して次のとおり取り組む。

（1）事前周知

市ホームページ、防災マップ等により、市民に対し、居住地勢等の周知・啓発を行い避難行動への意識付けに努めるとともに、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。

（2）避難所の確保

市は、避難所を指定する際、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の区市町村からの被災住民を受入れることができる施設等を予め検討しておくよう努める。

（3）避難所の開設・運営

要請側区市町村は、避難所の開設に向けた調整等を行う。

避難所の運営は原則として要請側区市町村が行い、受入側区市町村は積極的にその開設・運営に協力する。

第10章 物流・備蓄・輸送対策

第1節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 食料及び生活必需品等の確保	防災危機管理課
2 飲料水及び生活用水の確保	防災危機管理課、施設所管課、東京都水道局
3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備	防災危機管理課、文化スポーツ課
4 輸送体制の整備	文化スポーツ課

1. 食料及び生活必需品等の確保

震災編第Ⅱ部第10章第3節予防対策1「食料及び生活必需品等の確保」に準じる。

2. 飲料水及び生活用水の確保

震災編第Ⅱ部第10章第3節予防対策2「飲料水及び生活用水の確保」に準じる。

3. 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

震災編第Ⅱ部第10章第3節予防対策3「備蓄倉庫及び輸送拠点の整備」に準じる。

4. 輸送体制の整備

震災編第Ⅱ部第10章第3節予防対策4「輸送体制の整備」に準じる。

《応急対策》

対策一覧	担当
1 備蓄物資の供給	物資拠点班、避難班
2 飲料水の供給	本部班、下水復旧班、協力班、避難班、東京都水道局
3 物資の調達要請	物資拠点班、避難班、調達班、東京都福祉局
4 義援物資の取扱い	物資拠点班、援護班

1. 備蓄物資の供給

1-1. 食品の配布

震災編第Ⅱ部第10章第3節応急対策1-1「食品・生活必需品の配布」に準じる。

1-2. 生活必需品の配布

震災編第Ⅱ部第10章第3節応急対策1-1「食品・生活必需品の配布」に準じる。

2. 飲料水の供給

震災編第Ⅱ部第10章第3節応急対策2「飲料水の供給」に準じる。

3. 物資の調達要請

3-1. 食品の調達要請

震災編第Ⅱ部第10章第3節応急対策3-1「食品の調達要請」に準じる。

3-2. 生活必需品の調達要請

震災編第Ⅱ部第10章第3節応急対策3-2「生活必需品の調達要請」に準じる。

4. 義援物資の取扱い

震災編第Ⅱ部第10章第3節応急対策5「義援物資の取扱い」に準じる。

《復旧対策》

対策一覧	担当
1 炊き出し	避難班、学校班、自主防災組織
2 物資の輸送	避難班、物資拠点班

1. 炊き出し

震災編第Ⅱ部第10章第3節復旧対策2「炊き出し」に準じる。

2. 物資の輸送

震災編第Ⅱ部第10章第3節復旧対策5「物資の輸送」に準じる。

第11章 住民の生活の早期再建

第1節 具体的な取組

《予防対策》

対策一覧	担当
1 トイレの確保及びし尿処理	防災危機管理課、事業所、市民
2 ごみ処理	資源循環課
3 がれき処理	資源循環課
4 災害救助法等	防災危機管理課、財政課

1. トイレの確保及びし尿処理

震災編第Ⅱ部第12章第3節予防対策2「トイレの確保及びし尿処理」に準じる。

2. ごみ処理

震災編第Ⅱ部第12章第3節予防対策3「ごみ処理」に準じる。

3. がれき処理

震災編第Ⅱ部第12章第3節予防対策4「がれき処理」に準じる。

4. 災害救助法等

震災編第Ⅱ部第12章第3節予防対策5「災害救助法等」に準じる

《応急対策》

対策一覧	担当
1 被災宅地の危険度判定	都市整備班
2 住家被害認定調査	調査班、調査協力班
3 罹災証明書の交付準備	調査班、調査協力班、小平消防署
4 義援金の募集・受付	援護班、出納班、日本赤十字社
5 トイレの確保及びし尿処理	環境衛生班、避難班、調達班、東京都保健医療局、事業所、家庭等
6 ごみ処理	環境衛生班
7 がれき処理	環境衛生班、秘書広報班
8 住居関係障害物の除去	調査班、東京都建設局
9 災害救助法等の適用	財政班
10 激甚災害の指定	財政班

1. 被災宅地の危険度判定

震災編第Ⅱ部第12章第3節応急対策2「被災宅地の危険度判定」に準じる。

2. 住家被害認定調査

震災編第Ⅱ部第12章第3節応急対策3「住家被害認定調査」に準じる。

3. 罹災証明書の交付準備

震災編第Ⅱ部第12章第3節応急対策4「罹災証明書の交付準備」に準じる。

4. 義援金の募集・受付

震災編第Ⅱ部第12章第3節応急対策5「義援金の募集・受付」に準じる。

5. トイレの確保及びし尿処理

震災編第Ⅱ部第12章第3節応急対策6「トイレの確保及びし尿処理」に準じる。

6. ごみ処理

震災編第Ⅱ部第12章第3節応急対策7「ごみ処理」に準じる。

7. がれき処理

震災編第Ⅱ部第12章第3節応急対策8「がれき処理」に準じる。

8. 住居関係障害物の除去

8-1. 小平市

災害救助法適用前は、市（調査班）が除去の必要と認めたものを対象として調査を実施する。

災害救助法適用後は、除去対象戸数及び所在を調査し、都建設局に報告するとともに、関係機関と協力して実施する。

8-2. 東京都建設局

災害救助法適用後は、都建設局が市の報告に基づき、土石、竹木等の除去を実施する。

第一次的には、市保有の器具、機械を使用する等、市と協力して実施する。資機材、労力等が不足する場合は、隣接区市に協力を求めるほか、東京建設業協会等に対し、資器材、労力の提供を求める。

9. 災害救助法等の適用

震災編第Ⅱ部第12章第3節応急対策9「災害救助法等の適用」に準じる。

10. 激甚災害の指定

震災編第Ⅱ部第12章第3節応急対策10「激甚災害の指定」に準じる。

《復旧対策》

対策一覧	担当
1 被災住宅の応急修理	都市整備班
2 応急仮設住宅等の供給	都市整備班、調査協力班、建築班
3 罹災証明書の交付	調査班、調査協力班、小平消防署(支援)
4 建設資材等の調達	東京都住宅政策本部
5 被災者の生活相談等の支援	広聴班、小平警察署、小平消防署
6 義援金の募集・受付・配分	援護班、出納班
7 被災者の生活再建資金援助等	援護班、小平市社会福祉協議会
8 職業のあっ旋	産業班、援護班、東京労働局
9 租税等の徴収猶予及び減免等	関係各班
10 中小企業及び農業関係者への融資	産業班、東京都産業労働局、関係機関
11 災害救助法の運用等	本部班、財政班、関係各班、東京都総務局

1. 被災住宅の応急修理

震災編第Ⅱ部第1 2章第3節復旧対策2「被災住宅の応急修理」に準じる。

2. 応急仮設住宅等の供給

震災編第Ⅱ部第1 2章第3節復旧対策3「応急仮設住宅等の供給」に準じる。

3. 罹災証明書の交付

3-1. 小平市

市（調査班、調査協力班）は、住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。

住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程等について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や他の区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。

住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。

罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。被災者台帳は、被災者生活再建支援システム上に構築し、全庁的に共有を図る。

風水害が原因で発生した火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、小平消防署と連携を図る。

3-2. 東京消防庁小平消防署

小平消防署は、市と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図り、風水害が原因で発生した火災の罹災証明書の発行手続の支援を実施する。

4. 建設資材等の調達

震災編第Ⅱ部第12章第3節復旧対策4「建設資材等の調達」に準じる。

5. 被災者の生活相談等の支援

震災編第Ⅱ部第12章第3節復旧対策5「被災者の生活相談等の支援」に準じる。

ただし、小平消防署の対応については、次のとおりとする。

- ・災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所において各種相談、説明、案内にあたる。
- ・市民からの電子メールによる問い合わせに対応する。

6. 義援金の募集・受付・配分

震災編第Ⅱ部第12章第3節復旧対策6「義援金の募集・受付・配分」に準じる。

※義援品については、震災編第Ⅱ部第10章第3節応急対策5「義援物資の取扱い」に記載している。

7. 被災者の生活再建資金援助等

震災編第Ⅱ部第12章第3節復旧対策7「被災者の生活再建資金援助等」に準じる。

8. 職業のあつ旋

震災編第Ⅱ部第12章第3節復旧対策8「職業のあつ旋」に準じる。

9. 租税等の徴収猶予及び減免等

震災編第Ⅱ部第12章第3節復旧対策9「租税等の徴収猶予及び減免等」に準じる。

10. 中小企業及び農業関係者への融資

震災編第Ⅱ部第12章第3節復旧対策11「中小企業及び農業関係者への融資」に準じる。

11. 災害救助法の運用等

震災編第Ⅱ部第12章第3節復旧対策14「災害救助法の運用等」に準じる。